

令和8年度鞍手町議会第2回定例会会議録（第2号）						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会 日時及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	令和8年3月9日 午後1時00分			的野信之		
	閉 会 開 議			議 長		
	令和8年3月9日 午後4時50分			的野信之		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	許斐英幸	出	11	栗田美和	出
	2	田中二三輝	出	12	西藤典子	出
	3	星正彦	出	13	篠原哲哉	出
	4	宇田川亮	欠			
	出席 12人	5	野口美恵子	出		
	欠席 1人	6	新谷留晴	出		
	欠員 0人	7	的野信之	出		
		8	石井大輔	出		
		9	許斐潤一郎	出		
	10	有働徳仁	出			
会議録署名議員	1	許斐英幸		2	田中二三輝	

職務出席	議会事務局 局長	武谷朋視	出	議会事務局 次長	寺本理恵	出
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町長	岡崎邦博	出	副町長	折尾敬敏	出
	教育長	外園哲也	出	総務課長	梶栗恭輔	出
	まちづくり 課長	高橋奈美江	出	管財課長	石田正樹	出
	税務保険 課長	石田克	出	住民環境 課長	大村俊夫	出
	福祉人権 課長	田鶴原竜二	出	健康こども 課長	沼野葉子	出
	産業振興課 長兼農業委 員会事務局	柴田隆臣	出	都市整備 課長	神谷徹	出
	会計課長	小長光弘平	出	上下水道 課長	西生卓矢	出
	教育課長	森永健一	出			
一般質問 質問者 及び時間	議席番号	氏名	経過時間			質問時間
	8	石井大輔	午後 1時01分 ~ 午後 2時01分			25/30分
	休 憩					
	4	宇田川亮	午後 2時09分 ~ 午後 2時45分			20/30分
	5	野口美恵子	午後 2時46分 ~ 午後 2時54分			6/30分
	12	西藤典子	午後 2時55分 ~ 午後 3時31分			24/30分
※一般質問 は答弁時間 を除き30分 以内	休 憩					
	9	許斐潤一郎	午後 3時39分 ~ 午後 4時01分			15/30分
	2	田中二三輝	午後 4時01分 ~ 午後 3時31分			0/30分
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

令和8年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月9日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

令和8年3月9日 3月定例会一般質問。

~~~~~○~~~~~  
—— 開議 13時00分 ——

### ○的野信之議長

これから本日の会議を開きます。これより日程に入ります。日程はお手元に送信しているとおりで  
す。

日程第1、一般質問を行います。質問は通告一覧表の順序により行います。なお、質問に当たって  
は、通告事項に従い簡明に、また答弁に当たっては、的確なる答弁をお願いします。

最初に、8番議員、石井大輔議員の質問を許可します。

### 一般質問 ① 石井 大輔 議員

質問者：石井 大輔議員

答弁者：町長、まちづくり課長、福祉人権課長、総務課長

○的野信之議長 石井議員。

### ○8番（石井 大輔議員）

8番、通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

先日の施政方針の内容と関連する部分もありますので、その辺も踏まえ、答弁をよろしくお願  
いいたします。

まず1つ目に、治水対策についてです。令和6年12月の私の一般質問の中でご答弁頂きました内  
容になりますが、そのときの答弁が、国土交通省の考えとして、大きな河川に大量の雨水を流すこと  
で、河川が決壊する恐れがあることから、一定の水を流域でとどまる流域治水という考え方が国土交  
通省にあるというお話を頂きました。具体的には、調整池または調節池、そしてまた、田んぼダム  
のようなもので水を一時的にためて、徐々に排水していくものであるという答弁でしたが、あれから1  
年以上がたちます。そこでお尋ねいたします。

六田川及び新川の水路整備の進捗状況はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

### ○岡崎邦博町長

まず新川につきましては現時点での治水等による被害は確認してされておらず、これに伴う新川の  
河川整備の予定はありません。

六田川ですが、昨年も一昨年になりますが、質問も頂きました。そしてまた今回も、改めて質問を  
頂いております。

六田川につきましては、私も議員時代から約21、2年近く関わっております。一番初めは、平成  
15年にもうお亡くなりになりました小田議員と一緒に、六田川について要望をしております。当時

の六田川は、堆積土砂もたくさんあって、河川が狭小しておりましたし、ごみ箱のように、自転車が捨てられていたり、タイヤがあったり、タキロンがあったり、そしてまた建設資材のはしとかがあったり、もう本当に汚い川でした。それで町に要望するっていうことと同時に、流域沿線の住民たちで、まずは六田川をきれいにしようというようなことで、「六田川をきれいで水害のない川にする会」をつくり、流域の住民の方たち、そして町の職員とも一緒になって六田川の中に入り、そういったごみをとって、流速を阻害しているごみを撤去しようということで始めました。2トトラック2台が、もう山盛りになるように毎年ごみが出ていました。そしてまた町としても浚渫をさせていただいて、今の六田川の形に近くなっています。ただ当時、六田川の底も波を打っていて、流れもやはり悪かったのですが、底も、削ることで、流れもよくなってきています。しかしながら、やはり頻繁に水害は起こっています。

それで、今度は六田川のどこに原因があるのか、ネック断面は何なのかっていうことで、水利解析をしてほしいということで水利解析をし、そして六田川治水対策計画が出来上がりました。その中には、これは平成28年に作成されたのですが、その中では、河川を拡幅する、もう一つは、調整池をつくるっていうことで報告をされています。その中で、河川の拡幅については、ご存じのように、六田川のもう横に住宅が張りついていますし、なかなかやはり難しい状況であります。やはり効果があるのは当時から調整池をつくらうというようなことで3ヶ所、調整池を、ここが一番効果ある、大体10年確率で、3年確率までもないのですが、10年確率になるようにということで、3ヶ所の調整池を考えました。しかしながらその場所全てが、インターからのアクセス道路ができて、全て一等地になっています。それでなかなかやはり地権者との協議が整わないということと同時に、まず地質を調べてみようということで調べましたら、六田川の水面と地下の水位っていいいますか、それがほぼ同じになっていまして、調整池にして掘ると、そこから水が湧いてくるというようなことで、ただ要するに下げるだけでは駄目で、プールのように水をためるというような工法になる。そうしますと、かなりっていうか相当な費用がかかって、どうしても現実的ではないということで、県、そしてまた国土交通省の遠賀川河川事務所のほうにも、何度も協議をし、そして今議員が言われたように、遠賀川に今までは流していたのですけども、やはりそれで遠賀川が決壊するというような状況になってきましたので、やはり遠賀川に流す前に、流域で水をためようというような国土交通省の大きな変更がありました。それで国土交通省の方といろいろと協議をさせてもらって、また国土交通省の方にも水利解析をしていただいて、一番効果があるのは、田んぼダムであろうと、というようなことで、これも3ヶ所田んぼダムについて、一応設定をしていただいています。そこに水を溜めることで、10年確率は保たれるのではないかなというようなことです。しかしながら田んぼダムは、田面を下げるっていうことが必要になりますし、田面を下げて六田川ですと毎年のように水が来れば、どうしてもそこに堆積土砂であったり、また流木であったりというようなことも可能性としてありますので、かなりそれを除去するにも費用がかかるということと同時に、やはり地権者の同意がなかなか得づらいということもあります。そういったことから、令和6年にご質問頂きましたが、その後の進捗については大きな進展はないということが現状です。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井 大輔議員）

1年以上たって、大きな進捗がないっていうのはとても残念なお話であります。そしてまたですね、今、町長からご答弁頂いた内容、この令和6年12月に質問したときとかなり重複する内容も含まれていますので、もう少し簡潔に質問に答弁していただいたらと思います。

そしてまた、この新川に関しては今まで越水したことがないというご回答でしたが、実際出口は新川も六田川も同じ場所から西川のほうに放水するというので、全く関係がないとは私は考えておりません。

そこで次に、西川改修、先日施政方針の中でありましたが、西川改修事業、平成22年から取り組んでいて、15年が経過し、令和6年度末で69%が完成、そして残りの工事期間が5年間の令和12年度全体工事の竣工ということですが、全て竣工すると、現在と比較してどのような治水効果が見込まれているのか、お尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

西川については通告にございませんので、今のところ答弁する資料持ち合わせをしておりません。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井 大輔議員）

十分に関連することが想定できる内容でありますので答弁頂きたかったのですが、ちょっと質問の内容を変えさせていただきます。もし分からなければ、また同じような答弁していただければと思いますが、西川の改修が進んでいって、川底が低くなったり、西川の中の木の伐採等が進んでいくことで、水位が下がることになるのかなというふうに私は思っているのですが、大雨が降った場合、上流から大量の水が流れた場合でも、六田川、新川の水は、現在よりも円滑に西川の方に流すことができるような計画になっているのでしょうか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

基本的には自然排水が基本になっておりますが、六田川については、水位が上がったときにポンプが3基稼働するようになっております。

西川につきましては、西川改修期成同盟会ということで鞍手町と遠賀町で、毎年のように県要望に行っております。その際には常に、今、石井議員が言われたように、伐木、そしてまた浚渫についてをお願いしております。なかなか、これももう、4、5年ぐらい言っていましたけども、やっと今、西川の伐木、浚渫については、拡幅工事とは別に工事が進んでいるというふうに思います。ちょうどどの辺に当たりますか。泉水の方に行く道の途中、旧役場から出て新延橋を渡って上流側になると思いますが、伐木が行われ、そしてまた浚渫も行われるというふうには聞いております。先ほどのご質問ですが、基本的には、自然排水が西川の水位が下がることによって、かなりの効果があるというふうには考えられます。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井 大輔議員）

本町はここ数年、バイパスの開通や田んぼの埋立てによる誘致の用地化の土地利用に変化が見られます。六田川、新川沿いでも、本来、有水機能を持っていた、田んぼも少なくなり、大雨が降ったと

きに懸念されますが、現時点における課題及び対策、及びその対策の時期についてお尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

対策については先ほども少し申しましたが、やはり毎年、六田川、新川については、浚渫または除草、除去というようなことで、流速を阻害するものについて除去するというので、対策をとっております。

課題については、先ほども言いましたように、抜本的な治水対策がなかなか難しい状況であります。それをどういうふうに考えていけばいいのかということで、それこそ施政方針でも申し上げましたとおり、やはり国または県の知恵、並びに、やはり支援を頂きながら、考えていくということで、何とか、もう私も先ほど言いましたように20年以上、六田川に関わっておりますので、治水のない川にしていきたいというふうに考えております。失礼、治水じゃなくて、洪水のない川にしたいと考えております。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井 大輔議員）

町長が六田川のほうの、特に考えを持ち合わせてないというのはすごく残念だなと思います。町長の中でこの治水対策について任期2期目の中で、もう本当に重要な課題だということを言われておりましたので大変期待を持っておりましたが、今現在、調整池の整備等が難しい場合、例えば水路の幅の拡幅とか、あとは川底の掘削、もう少し深くするとか、そういうふうな何かほかの対策という考えの案はお持ちではないでしょうか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

先ほど言いました六田川治水対策計画の中でもそういうことも検討しております。しかしながら、やはり、まずは六田川自体に勾配がないというのが一番要するに、水が下流まで流れていかない、時間がかかるということで、ポンプも3機あるのですが、3機をフルに稼働すると、水が寄らなかったというようなことが現状として今までもあっております。そういったことで、川を拡幅ということ、または、川底を掘削してということも、理論上はあるかもしれませんが、鞍手町の場合は、掘ると下からも水が湧いてくるというような状況もあります。なかなか難しい、今のところ有効な手だて、いろいろな手だてを考えてみるのですが、それがなかなか有効な手だてになり得ないというのが現状です。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井 大輔議員）

治水対策に詳しい町長ですら、何か解決方法の考えがないということなのでこれ以上質問を続けても答えは出てこないのかなと思いますので、次の質問に移りますが、やはり水辺ですね、生活する方にとってはとても重要なことですので、早期解決を望みます。

それでは、次の質問に移ります。

地域コミュニティについてです。自治会、いわゆる区会や隣組の話にはなるのですが、加入は基本的に任意で会費で運営している。そしてまた、行政とは別組織であるという認識のもとお尋ねいた

します。自治会加入率は現状どのようになっているのかお尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

先程の質問でお答えしますが、考えがないわけではありません。先ほども言いましたように、田んぼダムが実際にできれば、それは10年確率、10分の1の確率で、できるであろうというようなことがあります。実際に、先ほども言いましたように、地権者の関係であったりだとか、予算の関係であったりだとか、いろいろな関係があつて、今のところは実現していないというのが現状で、考えがないというわけではありません。

それで先に進みますが、自治体の加入率の現状については、まちづくり課長に答弁をさせます。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○高橋 奈美江まちづくり課長

町長の施政方針でも申し上げましたとおり、令和7年12月末時点における自治会加入率は41.2%となっております。過去5年間の推移を見ますと、令和元年度までは50%台を推移しておりましたが、令和2年度以降は40%台となり、その後も緩やかに減少傾向が続いております。

○的野信之議長 石井議員。

○8番(石井 大輔議員)

令和5年の9月に4番議員の一般質問の中における答弁で、令和4年12月末時点で加入率46.36%であり、6年間で10.46%減少したというふうに答弁がされておりました。

また、ただいま頂いた課長の答弁でありましたように、令和7年12月現在、加入率41.2%ということでしたので、この数字から見ると3年間で約5%減少し、そしてまた、自治会加入率は継続的に低下している状態です。このままいきますと、令和8年12月には40%を切る計算になります。

私の加入している地区では、区会費が約数千円で、隣組費は2万4千円になってはいますが、本町の自治会加入費の金額及び使い道を、分かる範囲でお尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

自治会は地域住民相互の交流や見守り活動、環境美化、防災、防犯活動など地域における様々な課題に対応する重要な役割を担っておると思いますが、任意団体であるため、その運営会費の徴収、使途につきましては、各自治体の自主性に委ねられております。このため加入費の金額や会費の具体的な使途については把握をしておりません。

○的野信之議長 石井議員。

○8番(石井 大輔議員)

やはり把握が難しいということで、自治会の加入費、会費ですね、こちらも金額は様々なようで、しかもその使い道に関しては、防犯灯、公民館、そしてあとはお宮や公園などの管理、あとは回覧版の配布、そしてそのほかお祭りなどがあり、過半数の大半が高齢者の地区もあるのが今現在の現状でございます。年金生活の方も地域のためにと言われることで会費を払われている方もたくさんいらっしゃいます。

そこでお尋ねいたします。自治会に対する助成内容及び支援制度の概要などを教えていただきます

か。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○高橋 奈美江まちづくり課長

本町における自治会への支援に関する主なものとしましては、自治会活動の継続や負担軽減のため、区助成金の交付や、屋外放送施設、防犯灯の管理に関する経費の一部を助成しております。

○的野信之議長 石井議員。

○8番(石井 大輔議員)

防犯灯の管理について、自治会の負担ってというのは、電気代のことですね、電気なのですが自治会の負担というのは、町道のみなののでしょうか、それとも県道もでしょうか。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○高橋 奈美江まちづくり課長

防犯灯につきまして、各自治会のほうに助成している内容につきましては、防犯灯の設置、新設、補修の関係で、LED防犯灯に1万円、従来型の防犯灯を取り替える場合は5千円を上限といたしまして、交付しております。

○的野信之議長 石井議員。

○8番(石井 大輔議員)

電気代の部分ですね、電気代の部分、今自治会のほうが負担していただいていると思うのですが、それ町道の部分だけなのか、それとも県道も、自治会が負担していただいているのかお尋ねいたします。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○高橋 奈美江まちづくり課長

まず、町の管理の防犯灯につきましては、町のほうで、電気代のほうをお支払いしております。また、自治会のほうで、防犯灯を設置して頂いている分については、地区のほうでお支払いをいただいております。県道につきましても、町のほうが設置している部分につきましては、町のほうでお支払いをしております。

○的野信之議長 石井議員。

○8番(石井 大輔議員)

自治会に未加入の方でも、防犯灯を利用し、防災の恩恵を受けていることができます。そのほか加入者には公園やお宮の草刈りや木の伐採、そしてまた公民館掃除など、様々なことお手伝い頂いております。このような負担をしていただいていることの不公平について町長はどのように認識しているのか、お尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

これは自治会については、任意団体と先ほども申し上げました。それで、自治会に入っていない人が増えていると。それが今現状41.2%という加入率になっております。これについて、入っている方と入っていない方に不公平感があるというようなことではありますが、確かに防犯灯については、未加入の方にも、恩恵を受けているというようなこともあるというふうに思っています。

自治会っていうその地域については、やはり地域の方が地域をどうやって自分たちの地域を住みやすく、そしてまた守っていくかということが、あるのではないかなというふうに思います。そういったことから考えまして、未加入の方に防犯等に関する恩恵、そしてまた、地域の清掃活動、公園についての清掃活動についても、皆さんがやはりボランティアでしていただいているというようなことも、未加入の方にやはりアピールをして、みんなが住んでいる自分たちの地域を、自分たちがどうやったら住みやすい地域になるのか、そしてまた、どうすればこの地域をみんなで楽しい地域にできるのかということ、やはり未加入の方にも訴えていって、未加入の方も一緒にこの地域を安全安心な地域にしていこうというようなことを、やっぱり進めていくことが一番ではないかなというふうに考えています。

それで入っている方からすれば不公平というふうな感情になるとどうしても、私もやっぱり加入、要するに脱退しようということにつながるというふうに思いますので、要するにこの地域をみんなを守っていききたいということ、やはり、繰り返しになりますけども、未加入の方にご理解頂くことが一番じゃないかなというふうに思います。

○的野信之議長 石井議員。

○8番(石井 大輔議員)

町長がおっしゃるように、やはりその地域はやっぱりその地域の方々で守っていただく、今までもずっとそのように地域の方をお願いして、今、維持管理をずっとやっていただいているのですが、私が申したいのは、やはりこれだけ加入率が下がってきて、年間約1.7%減少してきているわけですね。このまま今のこの鞍手町の高齢者が多い人口をみると、やはり10年後、20年後みたときに、そういう管理すら成り立たないのではないかなということも踏まえて質問させていただいております。

そしてそこです、全国的に見ますと、防犯灯の維持管理の負担を自治体のほうですという自治体が増えてきております。まず全てをやはり自治体のほうで負担するというのは大きなものになりますので、まずは電気料金の負担を本町のほうもぜひ検討に入っていたいただきたいと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

電気料金も、今、町が設置している、街灯が1,200基、そして自治会がつけている防犯灯が1,900基あります。町の街灯についての電気料金が約200万円を超しているというような状況で、それに1,900基の防犯灯についても、町が負担するとなると、おそらくは300万円以上を超えるというようなことになると思います。そういったことからして、金額としても、なかなか難しい状況もありますし、先ほども言いましたように、その地域について、本当、根本的にこれから先も考えていく必要があるだろうというふうにも思います。今、石井議員が言われるように、本当にこのまま高齢化が進み、そして高齢の方が亡くなっていったときに、地域として成り立っていくのかどうかというような、将来、20年後、30年後、40年後について、危惧するところがあります。

そういったことも考え合わせて、今後、もう少し大きなくりにして、そしてまたその大きなくりの中で、地域をやっぱりそれぞれみていこうというような考え方がありますので、そういったこと

も今後は、町としても考えていく必要があるだろうというふうに思います。

その際には、要するにどういう活動をしていくのか、どういうふうにその地域を守っていくのかについて、そこに支援が必要であるのかどうかについても、今後は考える必要があるのかなというふうに思います。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井 大輔議員）

そうですね、やはり私が思うのは、まずは考えを持つこと、そしてそれを実行していくことだと思います。実行していただくのは、やはり執行部の皆さまに実行していただかなければならないのですが、やはりこの自治会というのは任意団体であって、行政組織ではないということで、難しい部分もあるかもしれませんが、防犯灯に関しては、地域インフラということで、地域の管理がどうしても今現在自治会のほうに依存している状態にあるわけですね。ですので、加入者の負担が、そういうところに集中しないように、できるだけ考えていただき、加入率の低下をするおそれもありますので、その辺も踏まえて、今後しっかりと対策をお願いしていただきたいなと思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次に、空き家対策についてです。本町の空き家対策事業、これの現状をお尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

この件につきましては担当課長に答弁させます。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○高橋 奈美江まちづくり課長

利活用可能な空き家につきましては、空き家を流通促進するための、空き家バンク制度を設け、売却や賃貸による利活用への一歩を踏み出せるよう後押しをしております。

また、移住対策も兼ねた事業にはなりますが、空き家の利活用を促進するため、転入者が中古住宅を購入してリフォームする際に、工事費用に対して補助金を交付しております。

このほか、これまでに空き家対策流通促進協議会による空き家相談会や、県と連携した空き家相談会を開催し、相談にも応じております。

一方、老朽化により利活用が困難な空き家については、倒壊のおそれがあるなど一定の要件を満たす場合に、解体費用に対して補助金を交付しております。

また、空き家に繁茂した樹木や、雑草などに対して、近隣住民から苦情が寄せられた際には、所有者に適切な管理をお願いする文書を送付して対応しております。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井 大輔議員）

そして次に、本町における活用可能な空き家数と、あと活用実績こちらを教えてくださいようか。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○高橋 奈美江まちづくり課長

空き家バンクの実績で申し上げますと、現在登録中の空き家は10件ございます。土地だけの物件

も含めると、23件となります。また、平成29年度の開設以来、空き家バンクの登録物件で成約に至ったものは38件となっております。土地だけの物件も含めると、42件が成約に至っております。

なお、令和8年度当初予算にも計上させていただいておりますが、来年度は、町内全域での空き家実態調査の実施を考えておりますので、その結果により利活用可能と考えられる空き家数を再度把握したいと考えております。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井 大輔議員）

続いて、独居者及び高齢者が所有している家屋を手放す時期の傾向というのは把握していらっしゃるでしょうか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

独居者やご高齢の方が空き家を手放す時期につきましては、それぞれの事情があり、町として時期の傾向を把握することは困難であります。

なお令和8年度の当初予算案に計上させていただいております、空き家実態調査では所有者意識調査も実施したいと考えておりますのでその中で、今後の空き家対策につながる情報を得ることができればと考えております。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井 大輔議員）

そうですね、手放すタイミングっていうのが事前に分かればといいますか、そういうところを町のほうもサポートしていただければ、随分違うのかなと思います。しかし、その家屋を手放すといってもやはり簡単なことではありません、長年住み続けた家には、多くの思い出があり、あとまたその地域で築き上げたコミュニティーそういうものもあります。そしてまた、家を手放した後の住まいという問題も発生してきます。本町の70歳以上の人数を男女合わせてみたときに、約70歳以上の方が4,900人、そして、単純に4,900の方が夫婦で生活していると仮定すると約2,400世帯ほどになります。そして既に独居の方もいらっしゃることを考えると、この先20年で約2千から3千の空き家が出る可能性があると考えられます。実際、全国的な空き家の発生する主な要因として調べてみましたところ、高齢者のひとり暮らし、そして施設への入所、そしてまた死亡、そして相続人が遠方など、そのようなことがありました。

そこで重要になってくるのが、いわゆる空き家の予備軍への対策です。所有者が元気なうちに、もっと空き家バンクへの登録を促す仕組みづくりや、あとまた住替えの支援そういうものもできれば効果的だと考えます。亡くなってからでは、相続問題や、あと家財の整理、そしてそのほか解体費や名義人不明など、様々な問題が生じ対応が困難になる場合があります。空き家になって手がつけられない状態になる前に、その支援策、そちらの拡充を検討すべきではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

空き家対策につきましては、喫緊の課題だということと同時に、今、石井議員が言われるように、今後もさらに空き家が増えるであろうということは、ある程度想定はされます。そういった意味から、やっぱり今後、空き家になるであろうと思われるところについては、対策が考えられるということであればそれは必要であろうというふうに思いますが、これも、なかなか、要するに個人所有のものでありますので、そこにどうやって踏み込んで行政が入っていくかというようなことはですね、なかなかやはり難しい問題もあるのではないかなというふうに考えます。

それで今、一般的によく終活ということで、要するに自分の命がある間に、財産をどのようにして処分していくかというようなことが世間ではよく言われています。そういったことからしても、それを、例えばメディアであったり、それが本であったり、そういった情報から、個人の方が率先していただければ、それはそれでいいというふうには思うのですが、空き家になる条件も、先ほど石井議員が言われたように、なかなかやはり多岐にわたるということもありますので、行政としてどのように関与できるかっていうことについては、なかなか難しいのかなというふうに今は思っています。

○的野信之議長 石井議員。

○8番(石井 大輔議員)

終活の支援事業といいますか、終活に向けた取組をなされる高齢者に向けて本町として何か空き家対策を含めた中で相談窓口ってというのは、設立される計画とかはあるのでしょうか。

○的野信之議長 福祉人権課長。

○田鶴原 竜二福祉人権課長

終活に向け、高齢者に向けての支援ということですが、お亡くなりになるまでの、情報と計画等を載せたエンディングノート、心構えとかいうのを記載したノートを配布して、今後のこれからの人生設計などのことを考え、お配りしております。

○的野信之議長 石井議員。

○8番(石井 大輔議員)

ということは高齢者の方が、ちょっと終活に向けて分からないことがあったときとかは福祉人権課のほうに行って相談するということは大丈夫なのでしょうか、お尋ねします。

○的野信之議長 福祉人権課長。

○田鶴原 竜二福祉人権課長

終活の問題につきましては、様々な問題がございます。今ありますエンディングノート等を活用していただいて、その中にご相談できるところの情報提供についてはできるのかなと思っています。

○的野信之議長 石井議員。

○8番(石井 大輔議員)

この終活の話はですね実際通告書の中にもなかったもので、お答え頂いてとても恐縮ではございますが、やはりそういうことも踏まえ、今後の空き家対策ということをやっていくと、空き家になって手をつけられない状況の家も減っていくのではないかなと思っておりますので、ぜひ検討していただけたらと思います。

それでは次の質問に入ります。

人口減少対策についてです。若年層の本町における住宅購入時の補助制度こちらについて現状をお

尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

本町におきましては、若年層に限ったものではなく、住宅購入に対する直接的な補助制度ではございませんが、住宅を取得した後に生じる費用に対する交付金として、平成25年度より定住促進奨励交付金事業を実施しており、町内に初めて住宅を持つ方に対して、固定資産税相当額を10年間にわたって交付をしております。

また令和6年12月議会における条例改正により制度を拡充し、小学生までの子どもがいる世帯に子どもの人数に応じた上乗せ交付や、一定規模の太陽光発電と蓄電池設備を備えた住宅に対する上乗せ交付、空き家を購入した転入者が空き家を解体し新築した際の上乗せ交付を初年度に限って実施することとしております。

この上乗せ交付は令和7年1月2日以降に住宅を取得した方が対象となっており、令和8年度から順次交付が始まります。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井 大輔議員）

次に、空き家を若年層の方が活用する場合の補助制度、こちらの現状もお尋ねいたします。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○高橋 奈美江まちづくり課長

若年層に限ったものではございませんが、住宅購入に対する直接的な補助制度はございません。中古住宅については、リフォームを伴うことが多いため、転入者に限ってのみの事業にはなりますが、中古住宅を購入してリフォームし、定住する場合に工事費用に対して補助金を交付しております。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井 大輔議員）

次に、多子世帯への優遇措置なのですが、こちらの現状についてお尋ねいたします。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長

現在、実施している多子世帯への支援については、国の事業として、令和6年10月より児童手当が、第3子以降は月3万円に拡充されており、また令和7年4月より、子ども3人以上を扶養している場合は所得制限なく、国が定める一定の額まで大学等の授業料、入学金を無償とする高等教育修学支援新制度があります。

その他、町の事業として令和7年9月より0歳から2歳の保育料について、第3子以降の無償化事業を行っております。

また、令和8年4月からの保育料については、第2子無償化を令和8年度当初予算で計上させていただいております。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井 大輔議員）

その中で、多子世帯、この町内の多子世帯は何世帯ほどあるのかお尋ねいたします。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長

現在給付している18歳以下のお子さんがある世帯を対象とした物価高子育て応援手当の給付対象世帯数から把握しますと、全1,035世帯中1世帯当たりの児童数が2人の方は374世帯、36.1%、3人の方は164世帯、15.8%、4人の方は39世帯、3.8%、5人以上の方は14世帯、1.4%となっております。

○的野信之議長 石井議員。

○8番(石井 大輔議員)

今、課長の説明をいただいた中で、5名以上が14世帯いらっしゃるということでしたが、その中で、特に多くのお子様を育てている家庭というのは何人家族が一番多いのでしょうか。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長

先ほど5人以上の方は14世帯と申しましたが、8人以上いる方が2世帯いらっしゃいます。

○的野信之議長 石井議員。

○8番(石井 大輔議員)

8人以上が2世帯もあるということで、本町には10名以上いらっしゃる家庭もあるのではないかなと思うのですが、そのような大変素晴らしいことなので、本町として、「本町の宝」ですということで、何か表彰してもいいのではないかなと思うのですが、その辺、何かやられているのか、もしないのであれば、町長のお考えなどあればと思いますがお尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

本町として一世帯、特に、多くのお子様を産んでいただいている方についての、表彰条例、表彰については、現在のところはありません。しかしながら子どもが宝ということもありますし、確かに多く子どもさんを育てるということも、大変なご苦労があるということも、考えられるということもあります。それを表彰することがどうなのかということについては、検討が必要かというふうに思います。

○的野信之議長 石井議員。

○8番(石井 大輔議員)

そうですね、検討していただいて、私個人的に、何かもうありがとうという気持ちで表彰したいという思いで今言わせていただきました。

そしてまた、県内において、人口増加傾向にある市町と、本町の補助金制度の比較分析をされているのかお尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

日本の人口減少は、単に人口が減るという問題ではなく、社会構造の変化や生活スタイルの変化、婚姻意識の変化等の様々な要因があるほか、出生数の減少や高齢者の死亡数の増加により、自然減が加速し、国全体として人口が減少している状況にあります。福岡県内では令和2年国勢調査の結果に

よれば、自動車産業が集積し、北九州市に隣接する苅田町と行橋市のほか、福岡市を中心とする福岡都市圏とその近郊で人口増加が続いております。これは補助制度による効果もあるとは思いますが、仕事の集積の効果が大きく、交通機関や商業施設、娯楽施設、教育機関の充実など、大都市圏ならではの都市機能の集積による効果も非常に大きいと考えており、地方都市としては非常にまれな事象です。

住民向けの補助制度は、各市町村において様々な取組が展開されておりますが、それぞれに事情が異なるうえ、目的やターゲットが同じであるとも限らないため、一律に比較することは困難であります。人口増加と補助制度の相関関係がどの程度あるかも判断が難しい部分であると感じております。

全国的に人口が減少する中、町を維持していくためには、補助制度も一定の効果はあると思っておりますが、教育や医療、交通の充実、地域コミュニティの活性化など、身近な部分において住みたい、住み続けたいと思われる魅力あるまちをつくっていくことが最も重要であると考えております。

しかし補助制度をおろそかにすると、人口の流出が加速し、取り残されてしまう恐れもありますので、事例の調査研究には取り組んでいきたいと思っておりますし、福岡都市圏発展の波及効果を本町でも享受できるような鞍手インターチェンジや鞍手駅、高速バスなど、福岡都市圏との時間距離の近さを生かした取り組についても研究していきたいと思っております。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井 大輔議員）

私も、県内補助制度を比較してみたのですが、今現在の補助制度で見ると、やはりどこの市町村も、そこまで大きな差っていうのは身受けられませんでした。だからこそ、本町が特色ある補助制度を実行することができれば、大きな効果につながるのではないかなと考えております。

その一例として私が思い浮かぶのが、福岡市東区にある照葉地区、アイランドシティというものがあるのですが、あそこの開発計画が1989年に開始され、その5年後に埋立てが開始、そしてまたその5年後に、物流エリアの稼働が開始、そして、また5年後に今度住宅エリア、こちらのほうの販売が開始されたということで、開始されてからはもうタワーマンションや小学校などの整備が進んだことから2005年当初には人口が数百人だったのが、10年後の2015年には1万人になり、そしてまたその10年後の2025年には、今現在1万6千人、本町にちょっと多いですが、ほぼ同等の人数までなっているとのこと。

そして、アイランドシティの面積なのですが、本町の約9分の1、本町で例えると、分かりやすくイメージしていただくために私なりに考えたのですが、鞍手駅から弥生団地を通過して町営葬斎場を通過して、本町の鞍手インター、この辺をぐるりと線で囲んで頂いたぐらいがこのアイランドシティの面積になるというふうに考えております。そして現在、進め本町で進められているコンパクトシティ、こちらの効果的な実現に向けた取組が重要であると考えています。

そこでお尋ねいたします。若年層こちらが鞍手町に移住するにあたり必要というか、移住したいなというふうにメリットに考えられるような施策について、どのようなお考えがあるのかお尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

移住にとどまらず、定住につなげる必要がありますので、住宅の取得につながる施策は必須であると考えております。

また若年層は子育て世帯が中心となりますので、子育て支援や教育の充実も必須であると考えており、定住促進奨励金や子ども医療費の助成、小学校の統合による教育環境の整備など、他の市町村より充実した施策も実施しておりますが、他にも充実した施策が展開できないか、第6次総合計画の基本目標の一つに掲げた、生まれてから一生涯を応援するまちの実現に向けて財政状況も踏まえながら、選ばれるまちづくりを進めてまいります。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井 大輔議員）

本当は何がいいのかというのをやはり若年層、今から土地を買って家を建てる、そして子育てをしていく、そういう世帯にとって必要なものが何かということをやったり常に考える必要があると思います。

そして先ほどアイランドシティの例を挙げましたが、アイランドシティも、今現在の人口になるまでに計画から約30年を要するというので、やはり本町としても、今から30年後、40年後を見据えたときに、もう今の段階から計画を立てて実行していくことが必要になってくると考えられます。

そして最後のほうになります。補助制度の拡充する中で、やはりどうしても財源の確保というものが必ず必要になってきます。

そして、続いての質問に入るのですが、財政運営についてです。

こちらの担当課長のほうによろしければ答弁頂きたいのですが、過去5年間振り返ってみますと、2020年にコロナウイルスの感染症を初めとし、新庁舎の建設、そして小学校統合に向けた建設、そしてまた、物価高騰支援など、様々な課題がある中、対応のほうはとても大変なものだったと考えられます。

そしてまた、今後も、本日一般質問で述べさせていただいたような施策が必要になってくるというふうに私は考えておりますが、そこでお尋ねいたします。

今後5年間の一般会計規模、こちらの見通しをお聞かせください。できれば、課長でお願いしたいのですが。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗 恭輔総務課長

今後5年間の中期的な財政見通しにつきましては、歳入面では、人口減少などの影響により、町税収入の大幅な伸びは見込めない状況でございます。

一方、歳出面では、社会保障関係経費や子育て支援関係経費の増加、統合小学校等の建設に伴う令和9年度の建設事業費の増加、また、宮若市外二町じん芥処理施設組合で施設整備が計画されていることによる負担金の増加を見込んでおります。

さらには物価高騰や人件費の上昇などについては、今後も増加傾向が続くものと見込んでおります。このような中、今後5年間の一般会計の規模は、現行の事業水準を維持した場合、令和9年度に140億円程度に増加するものの、令和10年度から、令和13年度までは90億円程度から100億円程度で推移すると見込んでおります。

しかし、先ほど申しましたように、じん芥処理施設組合の整備費の増減に影響を受ける可能性は十分にあらうかと思えます。

そのため今後におきましても、今まで以上に、財政調整基金や減債基金などその他の基金の取崩しをせざるを得ない状況もあらうかと思えます。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井 大輔議員）

本当に今まで、ずっと約110億円規模の予算でやってきてそれが140億円になるという今課長の答弁でありましたが、そのあとは90億円程度まで下がるのではないかという見通しができているということでした。

そこでもう1点だけ課長にお尋ねしたいのですが、本日私が一般質問させていただいた内容の施策の拡充、補助制度などの拡充をしたら、そういうふうな財源の確保というのはできそうなものでしょうかその中から、すいません、お尋ねいたします。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗 恭輔総務課長

財源の見通しですが、本町の状況は厳しいものでございます。

令和8年度の当初予算におきましても、財政調整基金を6億円あまりは財源として使う、それと、ふるさと納税基金から2億5千万円程度を使うということで、やはり予算を毎年組む段階で、歳入歳出のバランスっていうのがなかなかうまくできないというところで、どうしても町の貯金を取り崩しながらというところがございます。ですから先ほど言いましたように、やっぱり社会保障関係の経費、そういったものも今後膨らんでいけば、さらに財源等がきつくなるというふうな認識では財政担当課としては考えております。

○的野信之議長 石井議員。

○8番（石井 大輔議員）

本当ですね人口減少が進んでいけば、やはり、入ってくる収入減、要するに町税、こちらのほうも間違いなく減ってくるので、歳入の部分を増やすにはやはり、地域に企業の方が進出してきていただいて、収入源をちょっと確保する必要があるのではないかなというふうに考えております。

本日、質問させていただいた内容といいますのが、私の中で、本町の人口が減少してしまう、しまってから対策するのではなく、まだ今、1万4,500人程度の町民の方がいらっしゃいます。こちらの規模のうちに、少しでも早い段階から、10年後、20年後を見据えて、言えば積極的な他の市町に負けることのないような施策を打ち出せることができたらいいなと思い質問させていただきました。

やはり町民の福祉、そしてインフラの維持に大きく関わってくる問題ですので、今後もしっかりと質問していきたいと思っております。

最後までご答弁頂きありがとうございました。これで私の一般質問は終わります。どうもありがとうございました。

○的野信之議長 ここでしばらく休憩します。

—— 休憩 14時01分 ——  
~~~~~○~~~~~  
—— 再開 14時09分 ——

一般質問 ② 宇田川 亮 議員

質問者：宇田川 亮議員

答弁者：町長、健康こども課長

○的野信之議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。次に4番議員、宇田川亮議員の質問を許可します。宇田川亮議員。

○4番（宇田川 亮議員）

4番、通告に従いまして2点について質問いたします。

1点目は、データセンター建設による影響と対策についてです。現在、世界的にデータセンターの建設が急増し、電力消費やCO₂排出をはじめ、自然や住環境への影響が各地で問題となっています。

本町でも、鞍手インター近くにデータセンター建設が予定されていますが、その具体的影響についてまずお尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

本開発は、鞍手開発合同会社がデータセンターを建設するとして、現在では造成工事が完了し、これから建物の建設工事が進められる状況にはなっております。

しかしながら現在のところ鞍手開発合同会社から、データセンターの建設、運営を行う企業に係る情報がなく、また建物の設計や設置される設備も示されておりませんので、建設運営における影響に関する協議はどのようなデータセンターが進出してくるか分からない状況になっておりますのでこれからということになります。

今後、企業が決まりましたら住民生活に影響を及ぼす可能性がある、交通量の増加、騒音、排熱、排水などについては、NPO法人日本データセンター協会が策定中の、データセンターの新設運用における地域共生のガイドラインに沿って協議を重ね対応していきたいと考えております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

企業が決まってから話をすると、ですが一般的に、今世界的に先ほど言いましたけどもデータセンターが急増している、日本各地でもたくさんのデータセンターが出来上がっているというような状況の中で、あらゆる具体的なものについては難しいかもしれませんが、先ほど言いました電力の消費量だとか、CO₂だとかいろんなもので、懸念される部分があるのではないだろうか、今、現状でどういうふうな影響があるというふうに認識されているのか再度お答えください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

今、私どもと協議をしているのが、土地の地権者であります。それで、先ほども言いましたように、どの運営会社が来るのか、どういうデータセンターになるのかは、今のところ皆目、情報がないというような状況ですので、話をする相手も地権者でしかありませんので、全くその辺は協議にならないかなというふうに思っています。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員)

協議をすぐしてくれということじゃないですよ、今言っているのは。全国的にデータセンターが増えている中でいろんな影響を与えている部分がある、その影響について町長はどういう認識を持っているのかというのを聞いているのです。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

先ほども言いましたように、データセンターがくるというようなことで、影響があるかもしれないということであれば、交通量の増加、騒音、排熱、排水などについて、どのような影響があるかということになろうかと思えます。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員)

そのデータセンターについては、冷却システムで消費される、水資源の影響が世界的に懸念されております。サーバーが発する熱を冷やすために、膨大な量の水が必要とされており、大規模なデータセンターでは、1日当たり数百人から数万人分の水を消費することもあるそうです。特に地下水から取水するようなことがあれば、地盤沈下の可能性もあります。ここ鞍手町においては特に。

町からの水の供給、もう事前にどういふふうにするのかということも考えていかないといけないのではないだろうかと、いふふうに思いますが、その辺はどういふふうを考えていますか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

データセンターは大量の水を消費するというふうに言われております。今後、大量の水が必要になるデータセンターが進出してきた場合は、本町の上水、または地下水では対応が困難であろうというふうに考えておりますので、工業用水での対応をしていただくことになろうかと思えます。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員)

工業用水も、データセンターからすれば、企業側からすればお金がかかるものだと思います。地下水だけでも、上水だけでも対応できないということであれば、おそらく総工業用水で対応しないといけないのではないかという予想は立てられますけれども、やはり地下水だと、掘るお金とか工事代金はかかりますけれども、もしも地下水から少しでも供給する、取水するというようなことがあれば、町の地盤の関係から言えば、いろんなところで地盤沈下の恐れがあるのではないだろうかと思えますので、町としては企業が決めれば、その話し合いの中で、地下水からじゃなくて工業用水でというようなことは条件として、つけるべきだというふうに思いますが、もう一度答弁をお願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

実際に、大量の水を使うデータセンターになるかどうか分からないような状況です。

今はもっと進んで、水を使わないで冷却するっていう方法もあると聞いております。しかしながら水を大量に使うというデータセンターが進出した場合には、仮定にはなりますが、先ほども言いましたように、本町では上水または地下水での対応は難しいのではないかとこのように考えておりますので、工業用水での対応をお願いしたいというふうに思います。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

お願いするだけじゃなくて、そこはしっかり相手とも話をさせていただきたいというふうに思います。

もう一つ、冷却システムには高い純度の水が必要であり、冷却プロセスで蒸発する際に不純物が濃縮されるため、排水処理が問題となる場合もあります。

そして、冷却した後の水は通常取水した温度よりも高くなっており、この温排水が生態系に影響を与える可能性もありますが、その対策についてお答えください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

先ほどもお答えしましたように、今後どのようなデータセンターが進出してくるかは全く定かではありません。議員の言われる問題やその対策等については、今のところはお答えのしようがないというふうに思います。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

全く企業の相手方が分からないから、またデータセンター来るかもまだ分からないということであれば、決まってから、それから話し合うということになってきます。事前に対策等、もしも、データセンターが入ってくるなら、今、有力な話でもあるから、データセンターが建てられるというのは、事前の全協の中でもそういう話もありましたし、だとすればデータセンターがもし来た場合の対策等は事前にしっかりと立てておくべきではないかというふうに思いますけどもう一度お願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

町として、そういうような規制をかけるようなことというのは、今のところなかなか難しいというふうに考えております。先ほども言いましたように、要するに日本データセンター協会が、今策定中ではありますが、データセンターの新設運用における地域共生のガイドラインが策定されれば、それに沿って、相手先が決まればそのデータセンターに対して協議をしていくということになろうと思います。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

データセンターが建設されたら、町に対し固定資産税等の増収にもつながってまいります。町財政も一定程度改善される見込みもあるというふうに考えています。なので、そこに関しては歓迎したいと思います、だから一概にデータセンターがくるのを私は反対しているわけでもありませんし、来る

に当たっては、どういうリスクがあるのか、それに対して、どういう対策をとらないといけないのかというのを事前に考えていただきたいという意味で質問させていただいておりますので、よろしく願います。

しかしながら、ある県のデータセンターが入っているところ、この会社は、イギリスのある会社です。イギリスが本国ですね。このイギリス、英国では、景観、視覚影響評価や環境騒音評価等を実施、公開しています。イギリスではそういうのが公開されております。けれども、日本の法律ではそういう対応が求められていないという現状があります。そういう理由で情報公開請求に応じないという会社もあるわけです。事業者に対して、やはり明確な法的義務を課す必要があると思うのです。これは町自体だけでできることではありませんけれども、そういった問題も、国に対してぜひ求めていただきたいというふうに思いますけれども、これについて、もう一度答弁お願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

おそらく、日本全国各地で既に多くのデータセンターが建設され稼働されております。そういったことから、問題が起こっているということで、先ほども言いましたような、地域共生のガイドラインをつくる必要があるということで今策定をされているのであろうというふうに思います。もちろん中身については全く情報がありませんので承知はしてはおりませんが、日本の国土に応じた、おそらくはそういったガイドラインで、新設、運用に関するものについてのものになるというふうに思っていますので、そのガイドラインに沿って、先ほども答弁させていただきましたように、こちらとしては対象となる、運用会社には、求めていこうというふうに思っております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員)

運用会社には求めていく、ガイドラインに沿ってと言いましたけれども、けれどもそれは法的根拠がないわけですね、ガイドラインができたとしても、とすれば、やっぱり先ほど言いました、ある企業では、日本にはそういう法律がない、規制がないから、情報公開にも応じない。ただ、建築基準法で定められたものに関して、適法であればそのまま建てていくというような状況であれば、建築基準法というのは、1950年に制定されて以来、データセンターというような概念なかったわけですが。最近になって、いろんなところで影響もあるようなところで、だから、現在はどういう位置づけになってとすればその倉庫とか事務所の類いに分類されているという状況にもなってくるわけです。だから、この建築基準法もきちっと整備しないといけない。それに合わせた、ガイドラインだけで、それが守れるのかって言ったら、そうではないというふうに思いますから、そこは国に対してもきちんと物申して法的規制なりを設けてもらうようにぜひ働きかけていただきたいと思いますけれども、もう一度お願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

今、宇田川議員が言われましたとおりデータセンターは事務所扱いです。事務所扱いなので、今まで、そういう規制がなかったというふうに考えております。それで全国のいろいろな課題、問題が出てきたことによってガイドラインを作成しようということの流れだろうと思います。ただ鞍手町に、

データセンターができるのではなかろうかというようなことではありますが、議員が言われますように、これやはり法律をつくる、国会等での審議が必要ではないかなということ、我が町、一町が、要望を出しても、それが反映されるかどうかというのなかなか難しい状況であろうと思います。そういった意味で、やはり政党だとか、または6団体だとか、そういった団体を通じて、そういう要望があれば、必要になるのかなというふうに思っております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員)

6団体も、町長は加盟してあるわけです、とすれば私一人が言ってもどうしようもありませんかというような答弁じゃなくて、町自身、町民全体、この鞍手町のことに関わってくるわけですよ、そして、それを代表する町長がそういう規制なりをつくるべきだということは、その団体を通じてでもやっていくべきじゃないですか。それはぜひやっていただきたいと思います。国に要望、私個人が言ってもではなく、いろんなところで国に対して要望を上げているのではないですか、町長、今度のじん芥でも、国に要望しに行ったでしょ、個別のことではありますけれども。

あらゆるところから、やっぱり、鞍手町を守るために、町民の財産を守るためにも、町長は町民の代表、鞍手町の代表として、国に対して規制を求めるといこと、そういう姿勢を示していただきたいと思いますが、もう一度お願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

今、少なくともデータセンターは先ほど言いましたように、事務所扱いでもありますので、そのデータセンターそのものがどういったものに該当するかっていうようなところから、やはり法律を考えていくということになるかと思いますが、基本的には法律をつくる国会が中心になってご審議を頂くとということになるかと思いますが。先ほど言いました6団体につきましても、もちろん私は全国町村会の中の福岡県町村会の中の一会員ではあります。そういった中、福岡県町村会で、そういうような意見がまとまるかどうか、そしてまた全国の町村会が福岡県町村会の意見を取上げて全国町村会の意見として取上げていただくかどうかというのは定かではありませんが、私としては福岡県町村会の中で、声を上げたいというふうに考えております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員)

ぜひよろしくをお願いします。できた場合、やっぱり先ほど言いましたその会社によっては、情報公開もしないとか、会社によってはあるわけですよ。そうすれば、例えばCO₂をどのくらい出すのか、電力はどのくらい使うのか、水がどのくらいいるのか、その情報もこない、明らかにしないという可能性もなきにしもあらずです。その辺は、情報公開をしっかりと事業者が決まればデータセンターがくるとなって、その企業が決めれば、そこはしっかりと情報公開をやっていくというような姿勢で臨んで頂きたいし、ぜひ事業者と行政と住民参加の審議会等も、実現させていただきたいと思いますが、答弁をお願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

今の法律の中で、情報公開が義務づけられているのかどうかということも、私としては承知をしておりません。したがって基本的に、法律がどうなっているのかっていうのが基本にあると思いますので、その法律を超えて、求めることができるのかどうかっていうことについても、私のほうは承知をしておりませんので、今ここでこうするというふうな答弁は控えさせていただきます。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員)

今、決断できないということですけどけれども、先ほど言いました町民の命と財産を守るという立場から言えば、ぜひともそういった大きなところがくるのであれば、審議会等も必要ではないかと思えますけど、是非その時は、前向きに検討していただきたいと思えます。

最後に、大量の電力を消費するとともに、CO₂も大量に排出されるということでもありますが、町が宣言しています、ゼロカーボンシティ宣言との整合性をどのように考えているのか町長の答弁をお願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

DXの推進、AIの普及等によるデータセンターは社会経済活動の中で、必要な施設であり、そのニーズは高まる一方です。データセンターは大量の電力を必要とされており、脱炭素社会との流通が課題であるというふうにも感じております。

現在、各事業者においては事業活動において排出されるCO₂の削減が求められており、データセンターにおいても例外ではありません。

このような中、ゼロカーボンシティ宣言をしております本町といたしましては、消費される電力について、化石燃料に頼ることなく、自然エネルギーといったCO₂を排出しない電力を利用したり、省電力の設備を導入したりといった対応を期待しております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員)

期待するだけで、このゼロカーボンシティ宣言というのが、絵にかいた餅になりかねないっていうよりも、今までやってきた、少しずつでもCO₂削減をしようということが一気にひっくり返されてしまうような問題でもあるわけです。だから、相手には期待するだけじゃなくて、これの整合性どういうふうに考えているのですかっていうのを聞いているのです、町長に対して、お願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

これはですね要するに確定した情報ではありませんし、新聞等での報道でしかありませんが、基本的にデータセンターの場合は、再生可能エネルギーを利用するというようなことが報道されております。というのも、今も電力につきましては、どういう電力を使っているかっていうことは、トレサビリティ、要するに電力の証明書を出すというようなことが、もう今、世界的では標準になりつつあります。そういったことで、化石燃料を使っているデータセンターであるということであれば、そのデータセンターを利用する企業というのはほぼないのではないかなというふうに考えております。そういった意味で、再生可能エネルギーをデータセンターはおそらく使うであろうと、これは先ほどと言

いましたように、希望的観測であります、世界の電力に対する、考え方が非常に厳しい状況になっておりますので、日本の運用会社であろうと、外国の運用会社であろうと、基本的には再生可能エネルギーを使うのではないかとということで期待をしております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員)

再生可能エネルギーを使えば、ここデータセンターができてCO₂は排出されないという考えですか、町長は。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

再生可能エネルギーの中にも、いろいろな区分があるというふうに思います。自然エネルギーであるということもそうですし、または原子力発電ということもそうですし、失礼、原子力発電はCO₂を出さない電力ということですが、基本的には、自然エネルギーが再生可能エネルギーではないかというふうに私自身は考えております。いずれにしましてもCO₂を出さない、電力を使ったデータセンターになるのではないかとというふうには考えております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員)

エネルギー、電気をつくるうえで、CO₂を排出するということはあると思いますけども、データセンターがもし鞍手町にできて、この場でCO₂排出されるというのはありませんか。ゼロカーボンシティ宣言と鞍手町の政策等とデータセンターができることによってCO₂が排出されるとかいうことは、ありませんか、整合性は保たれていますかというのを聞いています。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

基本的に先ほど言いましたように、データセンターが鞍手町に進出してきたというような状況の中で、消費する電力は、先ほどもご説明させていただきましたように、基本的にはCO₂を出さない電力を消費するというふうに考えております。したがって、そのデータセンターが進出したことで、CO₂の増加につながるというふうには考えておりません。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員)

そしたら、町長のゼロカーボンシティ宣言ということには合致しているということで、町長は考えているというふうに私は受け止めたいと思います。

この問題について最後にもう一度ですけども、事業者が決まれば、電力の消費量がどのくらいになるのか、CO₂の排出がどういうふうになるのか、排熱がどうなるのか、それから使用水量、排水の装置も含めてですけども、そういったものをぜひ情報を、すぐにでももらって、ぜひ公開していただきたいと思いますがその点についてはどうですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

先ほども言いましたように、データセンターにそのような情報を公開する義務があるかどうか

というのが、私は今、承知をしておりません。当然ながら義務があるということであれば、今言われたような情報についての開示を求めていきますし、義務がないとすれば、それを求めてもはたしてデータセンターの運用会社が、出していただけるかどうかについては確約できないというふうに思います。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員)

だから法規制をやってって言うだけですよ。どうか分かりません、情報がくるかどうかも分かりません。そんな会社きて、先ほど言った工業用水で対応するというようなことも、分からないじゃないですかしたら。データセンターつくる企業というのは、まず、第一に利益を求めるのですよ、これが第一なのですよ、民間ですから、もちろんそうです。その地域がどう、水が枯渇しようが自分たちが儲ければいいわけです、言い方悪いですけど。そういった業者ですよ。全部が全部とは言いませんけども。だけでも町として、やっぱりそういった必要な情報だとか、懸念される部分について、しっかりと情報を集めると、こういう状況になっています、だから安心してくださいとか、それは町長としての責務じゃないですか、町民に対して安心感を与えるというのは、ぜひやってください。規制がどうなっているか分かりませんから、それどうなるか分かりません、でもデータセンターきて、固定資産税ください。それじゃ、ちょっとどうしようもないですよ町長。きちっと、そこは、はっきりと毅然とした態度をとっていただいて、しっかりと情報を集めるという立場でやっていただきたいと思いますがもう一度お願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

先ほどの答弁に多少誤解があるようですが、要するに全てが法律のもとにあるわけで、法律で義務がなければ、相手方は出さない可能性があるということを示したわけでありまして、こちらとしては当然ながらそういう要求はしていこうというふうに考えております。考えておりますが、先ほど繰り返しになりますけど、相手が、法律で定めてられてないのに出す必要があるのかと言われたときに、こちらとしては対応のしようがないということで、求めはしますっていうことを伝えた、要するにお答えしたわけです。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員)

なかなか逃げ道をつくるような答弁ですけども。求めはしますけども相手がそういう規制がなければ、そもそもしょうがないです。あともうどうしようもありません。お手上げですみたいな答弁ですよ町長。そうじゃないじゃないですか。ちゃんと先ほどから言いました、国に対しても規制も求めていくし、先ほど何かねガイドラインですか、も言われましたけども、それに沿ってやってもらうように、きちっと物を申し述べていくと。情報についてもしっかりと出してもらうように、相手が出しませんそんなあれはありませんというだけじゃなくてそこで終わるのではなくて、もっと出せるように、出してもらえるように働きかけはいろんなところにもやっていただきたいと思います。

町長が何かちょっと、どうも逃げ道というか、そういう言い方に聞こえるのですよ。先ほどから。求めはしますけど駄目だったらしょうがありませんみたいな答弁ばかりなので、そこはしょうがないではなくて、町民のトップとして鞍手町の代表者として、そこはやっぱりきちっと毅然とした態度

でやっていただきたいということを言っているわけですよ。この問題、最後をお願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

それこそ宇田川議員からも、ご紹介があったように、どこのデータセンターか分かりませんが、やはり自治体が求めても公開しないというのは、ご紹介がありましたよね。ですからそういうこともあり得るということで答弁をさせていただいているわけで、もちろん求めはしますし、当然ながら努力もしていきます。ですけど、宇田川議員のほうをご紹介したことも、当然ながら考えられるわけですから、それは今後、町村会のほうに要望を提出するなりですね、6団体の一団体として、それを要望していこうというふうには考えております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員)

なかなかピシッとした答弁はしませんけども、それはしょうがないじゃないかと言われればそうかもしれないんですけど、もうちょっと、町の代表として町民の生活等を守るという立場できちっとやっていただきたいと思います。

次に行きます。次に小学校統合に伴う学童保育の今後についてということです。

新小学校が令和10年4月に開校するという予定でもありますけれども、学童保育所は今3つありますが、それぞれ運営主体も違うと思いますし、今後どういうふうな運営等をやっていくのかという見通しについてお答えください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

この件につきましては、担当課長に答弁をさせます。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長

本町における放課後児童健全育成事業につきましては、現在、町内3ヶ所の放課後児童クラブをいづれも保護者会を運営主体として町が委託する形で実施しております。

令和10年に予定しております統合小学校の開校にあたりましては、統合小学校の敷地内に新たに整備する放課後児童クラブにおいて、現在の3クラブの運営主体を一本化し、統合的に運営できる体制の構築について検討を進めております。

この検討に当たりましては、現場の状況を最も把握している各学童の主任支援員さんが中心となり、保護者の皆様や関係する有識者にも参画頂き、運営方法や組織体制、役割分担などについて定期的に協議が行われております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川 亮議員)

現在の学童の通ってある人数、そして統合小学校になった場合にどのくらいの人数を見込まれてあるのかというのが分かれば教えてください。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長

現在の在籍人数は、通常と一次を含めまして、216名となっております。統合小学校基本計画からは想定児童は170人程度と統一小学校の学童保育ではなっております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

令和10年4月ということですから、あと2年あるわけですけども、児童数も若干減るのではないだろうかというふうに思います。なので学童に通っている人数も、合わせて減るのではないかなとは思いますが、でも統合されたら、今の学校よりも遠くなる児童がたくさん出てくるのではないだろうかというふうに思うのですよね。そしたらやっぱり学童保育にお願いしたいという子供たちも、その分、統合されたら、逆に増えるのではないだろうかというふうに思いますけども、170人ですけども、統合された小学校の敷地内にはいれる収容人数の上限、何人でしょうか。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長

想定されている人数は170人程度となっておりますが、定員数的にも同じ程度となっております。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

ただ今、定期的に3つの運営主体等で協議がなされているということ聞いてはいますが、なかなか遅々として進んでないというふうなことも聞きました。運営主体、保護者会中心とはいえ、3つあるわけですので、それぞれに、いろいろな考えとか方針とかあると思うのですよね。そこは、あと2年あるとはいえ、ちゃんと、やっぱり早めにいろんな方針とか体制とかを考えていくようにこれから早め早めに進めていただきたいと思いますが、もう一度答弁をお願いします。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長

今後のスケジュールについては、令和10年の統合小学校開設に間に合うよう、令和8年度中に、運営主体の方向性を整理し必要に応じて、法人設立の準備や規約整備等を進めていくこととなります。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

三つの運営主体、それからその会話している保護者も含めて、ぜひ早急に話合いも持ちながら、スムーズに進めていくように、最後をお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○的野信之議長 以上で宇田川亮議員の質問を終わります。

一般質問 ③ 野口 美恵子 議員

質問者：野口 美恵子議員

答弁者：教育長

○的野信之議長 次に5番議員、野口美恵子議員の質問を許可します。野口議員。

○5番（野口美恵子議員）

5番、では通告に従いまして一般質問いたします。

以前、2回、図書についての一般質問をしましたがけれども、期待した答弁は得られませんでした。今回は小学校統合に伴う図書管理について質問いたします。

具体的に6小学校の図書の集約をどのように考えていらっしゃるか、何か計画を立てているのか。令和10年4月開校にあたって、どのような計画を立てているのか教えてください。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長

統合小学校の図書については、令和9年度に現在の蔵書の調査を行い、その中で重複しているもの、古くなっているものの、破損しているもの、新たに必要なものの調査を行い、統合小学校で使用する図書の選定を行うよう計画しております。

現在の蔵書の管理については、データ化されておりますが、多くの作業が想定され、図書に関する知識も含め、現在小学校にいる先生での対応は難しいと考えており、令和9年度に図書司書雇用の予算要求を予定しております。

○的野信之議長 野口議員。

○5番（野口美恵子議員）

では、具体的に進んでいるということが今、分かりました。

あと2年間でそういうふうなことができるか、準備がとても大変だと思うのですがけれども、令和10年の開校に間に合うようお願いしたいと思っております。

それについて今度2番なのですが、ふるさと納税寄附金を利用して図書整備ができないかということなのですが、現在ある小学校には、当初、新しく鞍手小学校に集約するということになるのですが、今、答弁がありましたけれども、同じ図書もたくさんあって、それらを廃棄処分にするってというのはとてももったいないことなので、有効活用できればできればと考えますけれども、6小学校のどこか1か所に集約できればいいと思っていましたけれども、立地条件を考えると、子供広場があって、駐車場の心配もなくて、町民の皆さんが出かけやすい中央公民館の図書室を改装して、違い棚などを設置して、新たに図書の蔵書数も増やして、そういう図書が無駄にならないのではないかと考えます。

ふるさと納税の事業名に、子育て支援及び未来を担う子供の教育環境並びに生涯教育等の充実に関する事業という項目があります。事業内容として、子育て支援、学校教育の振興、青少年教育の充実などがあり、そういうものに充当させることが可能ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長

現在、6小学校にある冊数は、4万2千冊ほど6小学校にあります。ほとんど使えないものとかいうのはもう処分しておりますので、それは活用することができますし、また新しくできる学校につきましては、図書室というか、階段状のもの、そういったところで本はたくさん置くことができますので、今のところはそういう考えは持っておらず、今ある蔵書は全部活用していきたいというふうに思っております。

○的野信之議長 野口議員。

○5番（野口美恵子議員）

では、今の答弁で無駄になることがないっていうのが分かりました。

鞍手町には図書館がなく、中央公民館に図書室しかないので、図書室をもう少し、ふるさと納税を活用して、ちょっと提案させていただいたのですけれども、ちょっと難しそうですね。

では最後になりますけれども、鞍手町の小学校には図書の司書がおりません。ほかの市町、ちょっと調べたのですけれども、鞍手町だけにそういう図書の司書がないので、とても図書の司書が重要だと考えます。でほかの小学校6校見学してきましたけれども、司書教諭と小学生の図書委員だけではなかなか図書の整理が追いつかず、せっかく入ってきた新刊図書も山積みになっている小学校がありました。司書教員も授業があるために、図書の整理にまでなかなか目が行き届かなくて困っている様子が見受けられました。

図書の司書は、人と本をつなぐかけ橋となる専門になります。専門の図書の司書の必要性をひしひしと感じた次第です。

では令和9年度に図書の司書を配置していただくっていうような答弁がありましたので、ぜひ遅くても、令和9年に図書の司書の配置をしていただかないと、令和10年の開校に間に合わないと思いますので、よろしくお願いいたします。

○的野信之議長

答弁は要りますか。野口委員。

○5番（野口美恵子議員）

では最後に、令和10年度の4月の開校に向けて、図書のことについては、何も、杞憂する心配は、特に、ないでしょうか。答弁お願いします。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長

現在のところその心配はないというふうに考えておりますし、あと2年ありますので、年間100万円ぐらいの予算が、図書費が6小学校で出ておりますので、今後そういった重複等ないように計画的に購入していきたいというふうに考えております。

また現在でも、各小学校が要請すれば、しょっちゅうというわけにはいきませんが、中央公民館に司書がおりますので、時々6小学校または中学校に出向いて、本の整理等を今、やっているところでございます。

○的野信之議長 野口議員。

○5番（野口美恵子議員）

では今いる中央公民館の司書の方がそういうふうに出向いてくださるということなので、あと2年間の間に、図書の関係のことは心配要らないということでちょっと安心しました。

では、よろしくお願いいたしますこれで私の答弁を終わります。

○的野信之議長 以上で野口美恵子議員の質問を終了します。

質問者：西藤 典子議員

答弁者：町長、教育長、まちづくり課長、住民環境課長

○的野信之議長 次に12番議員、西藤典子議員の質問を許可します。西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

12番、通告に従いまして4点について質問を行います。

まず1点目でございますが、高過ぎる保育料の見直しについてお尋ねいたします。

昨年の9月議会で私は、本町の3歳未満児の保育料について質問しまして、高過ぎる保育料の見直しを実施すべきではないかとお尋ねしました。

町長から、他の子育て支援策との整合性をとりながら検討していきたいという回答を頂きましたが、その検討の結果、どういう見直し、あるいは改正が行われたのか。また高過ぎる階層表そのものの改定はなされたのかをお尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

利用者負担、保育料につきましては、世帯の所得の状況、その他の場の事情を勘案して国が定める基準を限度として、実施主体である市町村が定めることとされております。

鞍手町は国の基準から10%減額した額を、利用者負担としております。今回、階層表については、改正をしておりますが、令和7年9月より0歳から2歳の第三子保育料を無償化し、また令和8年度につきましては、第2子保育料無償化の予算を計上させていただいております。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

近隣のほとんどの自治体で実施されております。第2子以降の無償化が本町でも実現するというところで、非常に喜ばしいことだと思っております。しかしながらまだまだですね本町の保育料は近隣に比べて高いのです。

現在、小竹町は第2子の無償化は実現しておりませんが、小竹町の最高額、第8階層の保育料は6万2千円で第2子は半額ということで、それに3万1千円を足しますと9万3千円なのですね。ところが、第2子の無償化が実現しました段階での本町の第8階層の保育料は9万3,600円となります。まだ600円高いのです。また、宮若市は、第8階層ですね、7万6千円で、本町より1万7,600円も安いのです。今まで、本町と小竹町では、未満児2人を預ける場合、本町は14万400円、小竹町は9万3千円で4万7,400円の開きがあったわけでございます。これだけ開きがありましたら、3歳までは他市町でという保護者が生まれかねません。

高額所得の保護者が他自治体への居住を考えるようなことにならないように、さらなる改定が望まれますが、改定の見直しはおもちでございませんでしょうか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

今、小竹町との比較で、階層の見直し、階層によって鞍手町の保育料が高いのではないかとご

指摘であります。小竹町については、まだ第2子については無償化されていないということでもあります。鞍手町として第2子の無償化、そしてまた階層の見直し等を考えた場合に、実は町に対する負担が大きいのは、第2子が無償化したほうが、町の負担は大きく、保護者に対する負担の軽減につながっております。そういったことで、今回、第2子についての無償化を令和8年度の予算で計上させていただきます。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

だから実現しました結果、保護者は随分助かると思うのですけれども、この状況でも、小竹町は無償化してないから第2子の無償学科が実現しておりませんから、例えば、2人未満児を2人預ける場合、どうなるかといいますと、先ほど申しましたように、6万2千円と第2子が半額ですから、3万1千円で9万3千円なるのですね。ところが、無償化が実現しました本町の場合、第8階層の保育料は9万3,600円なのです。だから、無償化されても、無償化されてない小竹町の2人預けた場合の金額では、鞍手町のほうが、まだ高いということで、申し上げているわけなのです。

だから、やっぱりこういう実態がありますと今まではもっと開いていたわけですから、4万7,400円の差があったわけですから、やっぱり私、実数は知りませんが、これだけですね、3歳未満児が2人いる場合ですね、預ける場合、月々4万7,400円の差があれば、子どもが3歳になるまでは、ほかの他市町で、住もうかと、そこで保育をお願いしようかということになりかねなかった例もあったのではないかと思います。

これはやっぱり町長がおっしゃるように、子ども子育ての支援とか、あるいは人口のですね、増やせるためにとか、いうふうなお考えとは、まだまだ一致してないと。

そういうことで、さらなる改定が望まれるのではないかと質問でございます。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

子育て世帯の負担につきましては、もちろん保育料ということもありますが、当然ながら鞍手町に住まれている、例えば移住定住で鞍手町にして越してこられた方については、固定資産税を減免する措置だとか、または高校生までの医療費については完全無償化しているだとか、他の若い世代に対する補助制度もあります。そういった意味で、全体として、どういう補助制度を組み合わせることによって、よりアドバンテージがあるかということについては、鞍手町についてはアドバンテージがあるというふうにも考えております。

したがって、保育料の階層区分だけを見直すことが、それは全てではないというふうにも考えておりますので、先ほどの質問議員もありましたように、財政計画にのっとった中で、どういう施策が有効であるかということについて考えていく必要があるというふうに思います。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

そういうこともあろうかと思っておりますけれども、やっぱり保護者としてはこういうことが目につきますとね、3歳になるまでは他の市町でというようなこともあり得ますので、そういったことも含めまして、やっぱり他の市町で行われていることに近い状況に少しでもしていただくように、努力してい

ただけたらなということで、この質問は終わりたいと思っております。

それで、次に質問に移りたいと思います。

次に、2番目です。防犯灯の維持管理についてです。先ほどの8番議員の質問でかなりですね、もう回答は頂いていることではございますけれども、防犯灯の管理と電気料金の負担の実態ということで、ちょっと私どもの私が属しております鞍手町のことで言いますと、小牧区には37基の防犯灯がありまして、電気代は令和6年度7万1,880円、令和7年度が6万8,400円となっております、自治会に未加入の方が26件ありまして、年間1,500円の徴収が非常に強制できないで困っているというようなことではございます。

こういった質問を地域の要望に受けまして、今回こういう質問をしているわけではございますが、次の質問でございまして、来年度の予算案を見ますと、防犯灯管理費として276万4千円、その内訳は、光熱水費が236万4千円、修繕費が20万円、防犯灯設置補助金が20万円となっておりますが、町が直接管理している防犯灯は、先ほどおっしゃった、1,900じゃなくて、もっと少ないのではないかと思います、何基になっておりますか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

この件につきましては、担当課長に答弁させます。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○高橋 奈美江まちづくり課長

町が管理しております防犯灯につきましては、1,200基でございます。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番(西藤典子議員)

1,200基分の維持管理費が、先ほども申し上げましたけれども、236万4千円ということではございますか。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○高橋 奈美江まちづくり課長

光熱水費につきましては町の防犯灯の電気代に充てております。そのほかの部分には、先ほど8番議員のほうで、お答えしました、防犯灯の設置新設補修の補助金等に充てた経費となっております。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番(西藤典子議員)

先ほどの来年度の予算に計上されております、修繕費の20万、防犯灯の設置補助金20万がそれに当たるじゃいうことではございますか。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○高橋 奈美江まちづくり課長

修繕料につきましては、町の防犯灯の修繕費になります。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番(西藤典子議員)

次の質問に移りたいと思うのですけれども。

地域の自治会の加入率のことは、先ほどの8番議員の質問でもお答え頂きました。私が担当にお聞きしましたところ、こういうお答えを頂きました。15年前は、63%近くだった加入率が、現在は41%近く、20%低下しているのですね。そういうことを聞きましたが、やっぱり20%以上低下している組織率が、この状況の中で従来どおり防犯灯の維持管理を自治会任せにするのには無理があるのではないかと考えます。やっぱり、本来的には8番議員の質問にもありました、この防犯灯というのは地域のインフラということでございますので、これは防犯灯そのものを町に移管して、町が維持管理を行うべきではないかと思いますが、いかがでございましょうか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

先ほども8番議員のご質問にお答えしましたが、改めて答弁をさせていただきますと、近年全国的に自治会加入率の低下が課題となっていることは十分認識をしております。

防犯灯の設置場所や必要性については地域の実情に基づき設置された経緯があり、町が一律に管理することは、地域との役割分担の観点からも課題があると考えております。

このようなことから現時点において防犯灯の管理を自治会等から町へ移管することは困難であると考えております。

町としては地域の自主性を維持しつつ、引き続き補助制度等を通じて、防犯灯の設置や維持管理に対する支援を行ってまいりたいと考えております。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

ご承知の方も多いと思いますが、直方市が今年度から防犯灯については市が維持管理するというところで、制度が変わったと聞いております。

そのとき聞きに行きましたら、地域の要望と市長の英断によって、決断によって実現しましたということでした。先ほどの8番議員の答弁で、今、270万円ぐらいの予算に上がっておりますけれども、500万円ぐらいは超えるということでした。300万円ぐらい増えるということでしょうかね。そういうことであれば、やっぱりいろいろ考えてやりくりしていただきましてね、すぐにではできないかもしれませんが、何とか町への移管ということですね、これをお願いしたいと思っております。以上でこの質問は終わりたいと思います。

次の3番目ですが、自衛官募集事務での対象者情報の提供についてお尋ねいたします。

新年度自衛隊に個人情報の提供を行うのでしょうか。次の2番も一緒に聞きたいと思っております。除外申請は受け付けないのでしょうか、お尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

この件については担当課長に答弁させます。

○的野信之議長 住民環境課長。

○大村俊夫住民環境課長

新年度においても、防衛省自衛隊福岡地方協力本部長から、募集対象者情報の提供を求められた場合には、鞍手町自衛官等募集対象情報の外部提供に関する事務処理要綱に基づき、情報を提供する予

定です。また、除外申請につきましても、募集対象者情報の提供を行う場合には、同じく要綱に基づき、除外申請の受け付けを行いたいと思っております。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

この件につきましては、本町では令和3年度よりこの個人情報の提供が始まりましたね。令和6年度からは、いろいろ私も質問いたしまして、除外申請の受け付けが開始されたわけでありまして。受付期間は4月1日から5月30日とされておりましたね。ところが、令和7年度では3月、4月、5月号の町の広報紙に周知が図られたわけでありまして。ところが今年3月号には記載がありませんでしたね。私は個人情報の提供の中止を求めておりましたのですが、新年度はどうされるのだろうかと思ひまして今日はお尋ねしたのですが、例年どおり行われるということでございますが、受付が4月1日から5月30日とされている。そして、3月の広報紙では周知の掲載がなかったということですが、これは、周知が徹底しないのではないかと懸念しておりますが、何か補足的な手だては講じられるのでしょうか。

○的野信之議長 住民環境課長。

○大村俊夫住民環境課長

例年、3月号、4月号、5月号の広報紙において自衛官等募集事務で提供する対象者情報の除外申請について広報をしておりますが、今月発行の3月号におきましては、紙面の都合上広報をしております。3月号には、広報してはおりませんが、4月号、5月号の広報には掲載いたしますし、ホームページで常時、ホームページ上には記事は載せているのですが、新着情報として4月以降、ホームページのホーム画面に該当すべきページのリンクを貼り付けたいと思っております。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

個人情報の提供という非常にご本人にとっては非常に重大なことですのでね、くれぐれも、情報の周知徹底、特に除外申請の情報の周知徹底には力を入れていただきたいと思っております。

この除外申請が受け付けられるようになりました令和6年ですが、このときは22歳になる男性1名と、女性1名の計の2名が除外申請をなさっておりました。7年は18歳になる女性1名と、22歳になる女性1名、計の2名の除外申請があつておりました。やっぱり余りにも少なくて周知が徹底していないと思われるわけでありまして。個人情報の提供ですから、周知を徹底していただきたいそのためにはですね、やっぱり個別周知、これが必要ではないかと思ひますが、どのようにお考えでございましょうか、お尋ねいたします。

○的野信之議長 住民環境課長。

○大村俊夫住民環境課長

議員がおっしゃるように昨年度、今年度と、それぞれ2名の除外申請があつております。2名の除外申請につきましては、ある程度の周知の効果があつたのではないかとと思っております。

今後は、広報紙への掲載、庁舎内のポスター掲示に加え、SNSでの周知等を検討しておりますが、個別周知については実施する予定はございません。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

個別周知が難しいということでありまして、私、過去の広報紙の記事を見返してみたわけですが、除外申請についてと見だしに書いてあるのですけどね、やっぱり除外申請ということ全くご存じない方が、記事を見られても、すぐに実感として受け取れられていない面があるのではないかと思います。

そこで私は提案、先日ですね、課長には申し上げたのですけれども、やっぱり最初に、今年18歳、あるいは22歳になる皆さんへというようなことをポンと打ち出させていただきますとね、親御さんとか本人が、私も18歳になるぞとか、22歳になるぞと言って、記事の内容を真剣に見られることがあるのではないかと思います、やっぱそういうふうな周知の仕方、記事の内容にも、さらに工夫していただきまして、周知徹底をお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○的野信之議長 住民環境課長。

○大村俊夫住民環境課長

広報紙での広報の仕方、あとポスターの掲示の仕方等につきましては、以前、議員からもご指導頂きまして、その内容については、今後、担当係内で協議をしてみたいと思います。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

個人情報の提供ということ、やっぱり本人にとってはあまり感じない方もいるかもしれませんが、感じる人にとっては非常に重大な、特に最近の社会情勢を鑑みますとね、非常に大切な問題だと思っ
ていらっしゃる方も多いのではないかと私は思います。ぜひぜひ、工夫していただきまして、多くの方が、こういう鞍手町には制度があるのだということを知っていただいて、そして、そういう気持ちのおありの方は漏れなく除外申請ができるようなこと、方策をとっていただきたいと思う次第でございます。

では最後の質問に移らせていただきます。

4番目ですが、トイレへの生理用品の設置についてです。昨年9月議会で私は学校や公共施設のトイレへの生理用品の設置について質問いたしました。なかなかいいお答えは頂けなかったのですが、近隣では、桂川町では昨年の12月議会の町長答弁で、役場関係、役場や図書館や町営の入浴施設のひまわりの里に、試験的に生理用品を設置すると決まりまして、1月末から設置されているそうでございます。

また、三重県のこれはちょっと私の最近目にとまりました記事でございますが、去年の11月11日の記事でございますけれども、三重県では、庁舎のトイレに生理用品を設置したと、三重県は、11月10日から、県庁内トイレの生理用品の設置を始めましたと。

公共施設への生理用品の設置について、全国的に議論が起こる中で知事が、実施を表明されたと、6月の質問のときに、要求する議員さんの質問と一般質問で、盗難などを理由に生理用品が公共施設のトイレに置かれていない現状について質問されたところ、知事は県庁トイレに試行的に生理用品配布を实行したいと仮に多くの人が生理用品を持って行くとしても、困っている人が持って行くなら、ぜひ実施すべきだという答弁をされたと、こういうふうな状況があります。

このような、今やですねこの流れはもう全国的にも世界的にもこういう流れが強まっているわけで

ございますが、町長にお尋ねします。庁舎内のトイレに生理用品を設置するお考えはございませんでしょうか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

令和7年9月議会で同様のご質問を頂いておりますが、内閣府男女共同参画局が行っている生理の貧困に係る地方公共団体の組織調査で、福岡県で取組を行っているのは23自治体ということ、教育長より答弁をいたしております。

ただしその取組内容につきましては議員の言われる、トイレへの設置であったり、意思表示カードや、口頭の申出による窓口での手渡しであったりと、自治体ごとに様々な対応がとられております。

また常設であったり、1年限りの有期であったりと、期間についても様々であります。

当町におきましては現在、防災備蓄している生理用品の入替え物資を、子供食堂で無料配布する取組を始めるよう検討しておりますので、あわせてその一部を庁舎等の公共施設に設置するなど手法を検討してまいりますので、少しお時間を頂ければと思います。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

前向きに検討していただきまして、本当にありがたいと思います。

やっぱり私は、女性の問題ということをもっと社会全体で重く考えていただきたいと思っているわけでございます。余り報道されていませんけれども、昨日の3月8日は国際女性デーでした。国内や世界各地で様々な取組が進められているのです。

昨日のある新聞の記事ですが、こういうことが書かれておりました。弁護士にはなれないと言われた少女は、その国で最初女性発の最高裁判事になりました。船長にはならないと言われた女の子は、民主的な選挙で選ばれた世界初の女性大統領となりました。最も性差別のない国、アイルランド、男性優位の社会を変えていくきっかけになったのが半世紀前に起きた女性の休日でした。これ映画にもなりました。9割の女性が参加したとされるうねりのような運動は、時代や国境を越えて、今も伝わっています。ちょっと集約します。アイスランドのあの日、大勢の女性たちを前にした労働運動委員長演説は、現在を生きています。長きにわたり、男性が支配してきた結果、世界はどうなったのでしょうか。世の中は地に染まり、苦痛に悶え続けています。女性が男性と平等に引けるようになれば、この世界は必ず変わると信じています。今、世界全体でこういう流れが強まっているということでございます。

またこれもある女性誌の記事でございますが、これは2月14日号でございます。少女らの権利ということで、こういうことが載っておりました。

インド最高裁は、月経中の少女が健康に過ごす権利や生理用品の無料配布を含む学校での月経衛生管理の実施は、憲法に保障された

○的野信之議長

西藤議員、通告書に。

○12番（西藤典子議員）

いや、前置きですこれあくまでも前段ですから、今から質問することをよく理解していただきたい

がために、引用しております。もうちょっとお待ちください。

○的野信之議長

生理用品配付に関係することですか。

○12番（西藤典子議員）

はいそうです。

憲法に保障された生命と尊厳への基本権との判断を示したインドの最高裁でございます、インドですから各種直轄地域の政府に対して、全ての学校に生理用品の無料提供などを義務づけることを指示したとこういうニュースもございました。

このように、特に学校については女性、トイレですね、生理用品を置くということは今や世界の趨勢になっておるわけでございます。この今のインドの最高裁の言葉ですけれども、私は憲法に保障された生命と存在への基本権、生理用品の無料配布を含む学校での月経衛生管理の実施が、憲法に保障された生命と尊厳への基本権という判断がインドの最高裁が下したということでございますが、このことですねとても感動いたしました。子供たちを管理の対象ではなくて、権利の主体と認め、その尊厳を守る、このことは、今の日本の教育にも必要な課題ではないかと思えます。

教育長にお尋ねいたします。小中学校のトイレに生理用品を設置するお考えはございませんでしょうか。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長

以前にもお答えしておりますけれども、鞍手町の小中学校においては、保健室で生理用品の必要な児童生徒に、その子の生活状況や、家庭環境に気をつけながら配布をしております。

保健室を窓口にし、養護教諭と話すことにより、DVやネグレクトなどの相談につなげたり、父子家庭の保護者への生理の理解などを目的としておりますので、今後も保健室での配布を考えております。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

前回の質問のときも申し上げましたけど、特に小中学生の女性は、女性の期間が未熟なので、生理というのがいつくるか分からない、突然やってくることが多いのですよ。気がついたら下着が汚れている、このままだったら制服も汚れる、何とかして早く手当てをしなきゃいけないと思って、この間、聞きましたら、小学校の休み時間5分であるとか、5分の場合もあるとか、中学校でも10分間ですよ。その間に気がついてトイレに行って、すぐ手当てをしたい、だけど、もう時間もないのですよ。そういうときにいちいち保健室に行ってください。そして、こういう問題は女の子にとっては、非常にデリケートな問題で人前には言いたくないことなのですよね。そういうときに、保健室にて長々と説明をし、あなたに最近どうですかとか質問されてね、授業にも間に合わないかもしれないのですよ。そういうね、つらい思いこれはね、女の子の尊厳が守られてないということだと私は思います。やっぱり、この間も言いましたけれども、せっぱ詰まってトイレに駆け込んだときに、そこに生理用品が置いてある、安心できるという状況ですね、早くつくっていただきたい。今後の改革を期待いたしまして、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○的野信之議長 以上で西藤典子議員の質問を終了します。しばらく休憩します。

—— 休憩 15時31分 ——
~~~~~○~~~~~  
—— 再開 15時38分 ——

**一般質問 ⑤ 許斐 潤一郎 議員**

質問者：許斐 潤一郎議員

答弁者：町長、健康こども課長

○的野信之議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。次に9番議員、許斐潤一郎議員の質問を許可します。許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）

9番。通告に従いまして質問を行います。

初めに、以前、言語条例の一般質問をさせていただき、手話の啓発活動の取組をお願いしていましたが、その後、啓発が進んでおるようで、サークルにもたくさんの方っていいましても、少しずつ、参加される方が増えておりますので、今後ともですね、啓発を継続していただければと思っております。

さて、今回お聞きしたいのは、最近になってよくテレビで流れています、带状疱疹ワクチンについてです。令和7年3月までは、ワクチンは、接種については任意で行われておりましたが、同年4月より、国の予防接種法B類とされて、65歳以上の接種の方に助成が行われるようになっております。

本来、带状疱疹は子供のときの水疱瘡によるウイルスが、その後も体内に潜伏し、加齢や疲労、ストレスなどで免疫力が低下した際に、神経に再活性化し带状疱疹を引き起こすものです。発症すると、様々な痛みと帯状の発赤疹、水疱が身体の左右どちらかにあらわれてきます。なかなかすぐには気づかれる方は、さほど多くはないと思います。そのために、早期受診が遅れ、PHMこれは带状疱疹後の神経痛で、治療が長引いてきます。予防の一環として、带状疱疹予防接種は必要と考えております。

そこで、助成制度も始まりましたので、带状疱疹に対する取組について、何点かお聞きしたいと思います。対象者は、令和7年から11年までの5年間、経過措置として、年度内に65歳から100歳までの5年単位の人が対象となっております。带状疱疹を発症する年齢にかかわらず、日常生活において様々な支障が出てきます。町として、現状の取組について、どのように把握されておるのか、町長の見解をお聞きしたいと思います。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

発症動向につきましては、感染症法による定点定数把握に該当しておりませんので、動向を把握す

ることは困難です。また発症後は特に高齢者で皮膚症状が改善した後も傷みが長期間持続する先ほど議員がご指摘ありました、帯状疱疹後神経痛を発症することがあり、睡眠や日常生活に支障を来すなど、生活の質の低下につながる可能性があると言われております。

町民の認知度につきましては、令和7年度より帯状疱疹ワクチンが予防接種法によるB類定期接種として開始されました。65歳から5歳刻みの年齢が対象となり、対象となる町民については、帯状疱疹の疾患についての説明や予防接種の必要性、接種方法を掲載し、個人通知をいたしました。

その他情報広報紙やホームページでも周知を行っており、予防接種の接種率向上に向けて周知啓発をしております。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）

はい広報活動等されておるといことですが、なかなか町民の皆さんに関しましてはお話を聞いてもよく分からないという話をよく聞いております。町長も以前お話をさせていただいたときに、自分も帯状疱疹にかかった経験があるというようなことを聞いたような、聞かないような感じはいたしますけれども、やはりこれはかかった方じゃないと、こういう痛みとか、症状は分からないと思います。日常生活におきまして、やはりいろんな支障が出てくると思いますので、やっぱり対策としては必要だと思います。

次の質問ですけれども、助成金についてお聞きしたいと思います。

ワクチンの効果のデータにつきましては様々ですが、水痘ワクチン、通称生ワクチンでは、接種後1年時点で、6割程度の予防、5年時点で4割程度、組替えワクチン、通称不活化ワクチンでは、1年と5年時点では9割程度の予防効果があると言われております。10年ほどでも7割の効果があると言われております。

そこで、予防接種を受けるにあたり、生ワクチンは通常8千円から1万円、不活化ワクチンでは1回が2万円ほどで、2回打ちますと4万円ほどとなると思います。この金額は一律ではないと思いますが、町としての助成金はどの程度、計上されているのかお聞きしたいと思います。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

この件につきましては担当課長に答弁させます。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長

帯状疱疹ワクチンは2種類のワクチンがあり、生ワクチンは1回2,500円、組替えワクチンは1回6,500円、組替えワクチンは2回接種が必要なため、合計で1万3千円の自己負担となっております。自己負担額は2次医療圏である直方鞍手医師圏域の2市2町で統一の自己負担額となっております。町の補助といたしましては、2,500円が自己負担ですので、1回当たり生ワクチンの場合は5,926円、組替えワクチンの場合は1回当たり6,500円が自己負担となりますので、町の補助が1万5,126円となっております。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）

今、回答がありましたけれども、町としましては、後から聞こうと思っていましたけれども、金額は近隣市町村との比較といえますか、合わせての助成金ということです。お話を聞く限りでは、生ワクチンでは8,246円、自己負担が2,500円、不活化ワクチンが2万1,626円として、1回当たりが6,500円、私はこれ大体7割ぐらいは町がみていると思っておりますので、決して安い補助金ではないと思っております。

町内で60歳以上の高齢者の方は大体6千人を超えるくらいと思いますが、7年度、前年から始まりました対象者につきましては、役場より通知書が送付されていると思います。実際に接種された方は何名ぐらい、昨年度おられたのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長

令和7年度、令和8年1月末現在の接種者数ですが、生ワクチンが93人、組替えワクチンが271人となっております。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）

今、課長のほうから、答弁がありましたけれども、6千人ぐらいの中で、対象者が5年単位ということで、かなり絞られてはくるとは思いますけれども、やはり今の数をお聞きしますと、生ワクチンで93、不活化のほうで、271、多いか少ないかっていうのはなかなか難しいと思いますけれども、やはり町内ですね、医療施設さんのほうに確認しましたところ、くらべて病院さんあたりはそこそこやはり多いですよ、基幹病院ですので、ありますけれども、各医院につきましては、やはり非常に数人程度ぐらいがぼちぼちやっているということでございましたので、やはり、皆さん浸透が少ないのかなと思います。先ほど助成金について、援助をお聞きしましたが、決して少ない金額ではないと私自身感じております。今後、増減にかかわらず、この見直しは、あるのかどうか、お聞きしたいと思えます。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長

自己負担額につきましては、二次医療圏である、先ほど申しました直方鞍手医師会圏域の2市2町で統一となっております。現在のところ2市2町では自己負担額の見直しについては検討されておられません。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）

あくまでも2市2町の中で執り行われているという判断ですので、今後、また増減に関しまして、2市2町での検討になるかと思えますけれども、できるだけやはり受けられる方は、少しでも金額が少なくなることを希望されるのではないかなと思いますので、またそういう会議が2市2町でありましたときには、一つの提案として出していただければいいのかなと思います。

それから、経過措置中に、一度でも助成を受けられた場合、その後の助成ってというのは、2回、3回は可能なのでしょうか。その辺もちょっとお聞きしたいと思えます。

○的野信之議長 健康こども課長。

**○沼野葉子健康こども課長**

2度、3度の助成については、現在のところ実施しておりません。1人につきその該当年齢のときの補助のみとなります。

**○的野信之議長** 許斐潤一郎議員。

**○9番（許斐潤一郎議員）**

該当年度に関しましては、追加で2度、3度あるということはないということで、1人1回ということになりますけれども、やはり受けるタイミングっていうのも、やはり5年後、5年後ということになれば、なかなか難しいのかなとは思いますが。その辺も踏まえて、また今後の検討の中に含めていただければいいかなと思います。

現在私も発症して1年半ぐらいになります、後遺症で現在、セカンドオピニオンとして町外の病院に受診させてもらっています。そこの主治医の先生のおっしゃるのには、予防接種を受ける前に、まずは抗体検査を先に受けて、抗体値が少ないと判断された場合に予防接種をするかどうか検討するのが、一般的ですよっておっしゃってありました。検査料等の確認をしましたら、健康保険では原則的には行っておりませんので、自費診療で自己負担となります。料金は、ちょっと調べたところでは2,500円から5,500円と一律ではありませんけど、ある程度の費用はかかりますけれども、検査を受けることによって、ある程度の帯状疱疹の予防接種を受けるか受けないかという、判断につながりますので、この辺も含めて町としての取扱いを考えていただければいいかなと思いますが、いかがでしょうか。

**○的野信之議長** 健康こども課長。

**○沼野葉子健康こども課長**

抗体検査をしてからということについては厚生労働省から通知等は来ておりませんので、現在のところ検討はしておりません。現在は、帯状疱疹ワクチンについては、令和7年度から11年度にかけて、5歳刻みに一定の年齢層を移行期間として段階的に対象としております。段階的な接種年齢設定は、年度当初における急激な対象者の集中を避け、ワクチンの急激な不足を予防するとともに、財政負担の平準化を図り、過去に接種機会のなかった高齢者の方々にも公平に接種機会を確保する観点から設けられております。

本町におきましては、国の制度に基づき、二次医療圏である直方鞍手医師会圏域の2市2町で統一して取り組んでおります。今のところ接種年齢の見直しについては、2市2町では検討されておられません。

**○的野信之議長** 許斐潤一郎議員。

**○9番（許斐潤一郎議員）**

今のところ検討をされないということですが、今も話に出ておりましたけれども、接種年齢見直しにつきましても、5年後との対象となっておりますが、年度中の接種に関しまして、やはり、各医院でお聞きしましたところですね5年の間に、やはり打たれている方がおられるみたいです。その方たちの意見として、やはり5年、5年待つのも、ちょっと長いような気がするのと、ですから、やはり途中で例えば、70から75の間で打たれた方とかいうのは当然自費になりますので、そういう方はやはり、自費の支払いではなくて、助成金として、一律に援助してもらおうとありがたいなというよう

な話を看護師さんあたりとか先生が話で聞いておりますということをお聞きしましたので、その辺含めて、やはり見直しとかですね、2市2町の件、先ほどからおっしゃっていますけれども、含めてですね、町独自としての何か検討なんかもですね、少しずつ進めていただければ、町民さんも、助かるのではないかなと思っています。やはり負担金は、先ほどもお話聞きましたように、非常に高いですからそういうのを考えますと高齢者の方とかは、限りある年金とかで生活されているのであれば、少しでも、緩和できればいいかなと思っています。あとは、今もお聞きしましたように、自己負担等の分につきましてはまだまだすぐには結論とかは難しいと思いますけれども、带状疱疹は高齢者に限らず、若い人も仕事や人間関係、家庭事情、体力の低下等々で、ストレスや疲労による免疫力の低下にて、発症もあります。決して他人事ではないと思います。町内及び役所関係役場関係でも、若い人にお聞きしましたら、やはり带状疱疹かかって、業務等にやはり支障が出たという話も何人かお聞きしておりますので、今後も積極的な啓発と対応を今後も取り組んでもらえることが一番じゃないかと思っておりますけれども、再度、町長そのへん、啓発活動等につきまして、お聞きしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

带状疱疹につきましては、冒頭質問者が言われましたように、テレビでも積極的にコマーシャルと申しますか、広報と申しますか、带状疱疹の受診をするように流しております。本当ここまで流すのかなというぐらいに私自身感じるところがあります。と同時に、町としても、広報、またSNS等で、带状疱疹についての予防接種の啓発をしております。あとは、带状疱疹を、身近な方がかかっている場合、どのような症状で、どのような後遺症があるかということも分かるので、積極的に受けようかなというようなこともあるというふうには思いますけれども、なかなかやはり带状疱疹は身近な疾病ではありますけれども、それがどのような症状かというのはやはり、知られていないところもあるというふうに思いますので、積極的な広報活動は必要ではないかなというふうには考えております。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）

今、町長のほうからですね広報活動は必要だと考えていただけたと思いますので、今後も、知らない方が带状疱疹に関しまして、知らない方はたくさん町内にもおられますので、ぜひ、先ほどの手話の条例の啓発活動じゃありませんけれども、こういうのにも力を入れていただければと思います。これをお願いしまして、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○的野信之議長 以上で許斐潤一郎議員の質問を終了します。

---

質問者：田中 二三輝議員

答弁者：町長 総務課長

○的野信之議長 次に2番議員 田中 二三輝議員の質問を許可します。田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

2番、本日は町長のハラスメント事案について一般質問を行います。

まず、本日の質問の趣旨についてですが、先ほども言いましたように、宮若市外二町じん芥処理施設組合において、第三者委員会によりパワーハラスメントが認定された事案です。

本件は、町長が組合長を務めていた期間に発生し、認定後に組合長を辞任されたという重大な事案であります。町政への信頼にも直結する問題であり、鞍手町の失われた信用をどのように取り戻すのか、今後のハラスメント防止の取組や町職員に対する町長のハラスメントの有無を確認する必要があると強く感じております。これが今回の質問の趣旨であります。

まず、鞍手町長である岡崎前組合長といったほうがいいのですかね、パワーハラスメントと疑われる言動または不適切な行為に対して、覚えていない、記憶にないなどの答弁を行っていましたが、じん芥組合が設置した第三者委員会の調査報告書では、5件のパワーハラスメントが認定されました。第三者委員会が認定したパワーハラスメントの事実関係について、町長はどのように把握、または認識されているのか、まずお答えください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

報告書につきましては専門家の意見であり、真摯に受け止めております。第三者委員会は私の主張が認められている部分もあれば認められていない部分もあります。また別の専門家にも意見を聞いておりますけども、報告書とは異なる評価を受けている部分もあるということでもあります。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

そうしますと第三者委員会が出した結論に対して異議があるということですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

先ほど述べましたように、報告書については、専門家の意見であり、真摯に受け止めておりますけども、私の事実認識や別の専門家の評価とは異なる部分があるという意味です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

ちょっとよく分からない。どういうこと。もっと具体的に言うかどうか。要するに、今、第三者委員会は町長が組合長の時代に行った行為、行動について5件のパワハラがあるという結論に至ったということですよ。その事実は真摯に受け止めている。それは素直に受け止めているというふうに受け止めていいのですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

そういうことではありません。報告書については、専門家の意見でありますので真摯に受け止めておりますが、私の事実認識や、別の専門家の評価とは異なる部分があるという意味です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

要するに、意義があるってことですね。じゃ、ちょっと違ったことを聞きます。認定された行為の概要、5件の概要、これをまず説明してください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

事犯の性質上、被害者とされる方の心情等も慎重に配慮する必要がありますので、私の事実認識等を具体的にこの場で述べることは差し控えさせていただきます。また、そもそも私は、報告書の個々の認定や評価の当否について、この場で意見を述べるような立場にもないと考えております。いずれにしましても、報告書の指摘を真摯に受け止め、改善に取り組むことが私の責務だと考えております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

もっともらしく聞こえます。私のほうから調査報告書が提出されておりますので、公表されております内容で、調査報告書の中身について5件の概要をまず述べます。

1、鞍手町長である岡崎組合長の不正確な認識を前提にして、職員に対し「責任がとれるのか」と激高し叱責した。このことは業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動であり、労働者の就業環境が害されたことを示している。

2、組合長に対し、次期可燃ごみ処理施設の処理方式の検討状況を報告するための内部文書であり、内容に誤りがないにもかかわらず、手書きで文書を修正する必要は認められない。「議会から振り回されている」失礼「議会から振り回されているとうなる」などと能力に問題があるかのような発言をすることは、優越的な関係を背景とした言動にあたり、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動に当たる。また「大事になっとるみたいやけどごめんね」と、腰に手を回して笑いながら発言した。パワーハラスメントに該当する行為を行い、このことが議会で問題視されるに至ってもなお、このような言動に及んでおり、パワーハラスメントは許されるものではないとの認識が低いと言わざるを得ない。

3、「本当にそれでいいのか」「〇〇は信用ならん」との発言に対しては、優越的な関係を背景とした言動に当たり、他の職員に対して〇〇に聞こえるような状況で伝えることは、〇〇に対して屈辱感を与える状況において行われたものであり、〇〇の人格を否定するものである。この言動は業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動である。

4、〇〇が不在の場で「〇〇には友達がない」他の職員の面前において「音楽で食べようと思っていたこともあった」と述べる〇〇に対して「うそやろ、おまえはそんなんではない」などと述べた。〇〇の過去の人生感を否定するもので、精神的に苦痛を与え、〇〇の就業環境は害されたといえる。これは業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動である。

5、他の職員の面前において「〇〇は議会と結託している」との発言は、優越的な関係を背景とした言動に当たり、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものであり、これが、パワハラ認定された調査報告書による5件の概要であります。

なぜこのような事態、事態というか発言というか行為というか、それを行ったのかお伺いしたいと思います。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

今、あなたがですね、そうやって報告書の中身をこういう公の場で、そしてこれが、ライブで配信され、そしてユーチューブでも配信されます。これを被害者とされる方たちが見たときにどういう感情になると思います。

私はですね、だから、さっき言ったように被害者の方の心情を配慮、要するに配慮すべきだというふうに言っているのですよ。ここはですね、裁判所じゃないですよ。いちいち、いちいちですね、そういったことの認否を確認する場ですか、本当に私が当然、報告書についてですね、認定を受けましたし、真摯に受け止めております。しかしながらですね、その被害者とされた方の心情も、しっかりと受け止めるということが大事じゃないですか。報告書の指摘を受けてですね、当然ながら私は改善に取り組むことが私の責務だと、先ほども言いました。ですから、これから先のことを考えればですね、ここで認否がどうだとか、細かなことを言うこと自体、二次被害を起こすことにもつながりかねないのですよ。もう少しですね、被害者の心情も考慮すべきじゃないですか。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

まず、議長にお伺いしますけど、本議会で反問権あるのでしたっけ。

○的野信之議長 ありません。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

反問権、認められていませんよね。議会のルール守ってください。まずそのことをお伝えしておきます。

これ、そもそも、調査報告書は、これ公表されていますよね、公表版となっていますよ、まずそのことを申し添えておきます。それと今、私が読み上げたことは、調査報告書の中の概要です。私がかかり訳しました。で、町長が言うように、被害を受けた職員の心情になれと言われましたけども、逆に私がそれを言いたいのですよ。心情考えているのですか。そういった事実があったということはここではっきり言っておきます。調査報告書に書かれていますのでね。町長がそういうふうな態度でくるのであれば、なかなか質問もしにくくなってまいりますけども、じん芥組合のまず組合長に就任したのはいつですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

令和6年の4月です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

ですよね。令和6年4月1日にじん芥組合の組合長に就任をされました。そして、令和7年2月に職員の方が、当時の副組合長にご相談をした。そして、じん芥議会は3月にこの件を取上げた。たった1年足らずですよ。そして、じん芥が設置した第三者委員会には13件もの相談があった。受け取った側が言われた職員のほう、その受け止めた職員の方は13件ものこれはパワハラに当たるのではないかということで、第三者委員会に相談を受けた、たった1年間ですよ。

その結果からいくと、ハラスメント行為を繰り返し行っていたというふうに理解せざるを得ないのですが、町長の見解をお願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

13件のうちの8件は認定されておられません。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

認定されている、しないじゃなくて、パワハラとかハラスメントは受け止めた人間のほう、受け止めた人間じゃない、受け止めた方が、その行為に当たるそういうふうに受け止めたのですよ。そうでしょ、だから、ひとつひとつの発言や行動に気をつけておかないとこういうことになるのですよ。その辺認識しています。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

だから先ほどから言っていますように、被害者の方がパワハラを受けたかもしれないということで13件を第三者委員会の中で訴えておりますが、その8件は認定されてないのですよ、実は違ってたということなのですよ。ですから、そこはそこで全てパワハラを受けたとされたものが、パワハラと感じたものがそうではなかったということもあったということで、先ほどから述べていますように、私の主張が認められている部分もあれば認められない部分もあったと。しかしながら別の専門家の意見を聞いてみれば、報告書とは異なる評価を受けている部分もあるということです。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

どうもきちんとしたご答弁が頂けませんけども、確かにね、13件の相談があった。そして、5件がパワハラであると認定をされた。で、8件は、町長のご意見やいろんな意見を総合して、第三者委員会は、これはパワハラに当たらないという結論を出したという事実は報告書にうたわれているとおりだと私もそう思います。

たしか厚労省がパワハラについての指針を出していますよね。町長ご存じですよ。その件、その指針について、パワハラはどのような形のものがパワハラに該当するのだと厚労省が示しているのか。教えてください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

パワーハラスメントの定義についてということで、平成30年10月17日、厚労省の雇用環境均

等局というところが出ております。パワーハラスメントの概念についてということで、優越的な関係に基づいて優位性を背景に行われること、業務の適正な範囲を超えて行われること、身体的もしくは精神的な苦痛を与えること、または就業環境を害すること、ということで、三つの定義があります。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

今おっしゃっていただきましたけども、それらの要素一つ一つが、単独で行っても、これはパワハラには認定されませんよね。厚労省の指針は、今町長がおっしゃったこと全てを満たすときに、パワハラと認定されるということですよ。ですよ。そうすると今言った職場における優越的な関係を背景として、職務上必要かつ相当な範囲を超えて労働就業環境が害されたというふうに認められたのが5件もあるのですよ。ね。5件、たった1年間の間に5件、大変な数だと僕は思いますけどね。どのように受け止めています。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

先ほども言いましたように、事実、認識の評価、事実認識や評価にはですね、主観が介在する以上、人によって異なるのは当然であると考えております。必ずしも一方、私が事実認識や評価について意見を述べれば、まさに今の質問のように誤解を招いてしまう可能性もありますので、だからこそ、慎重に配慮する必要があるというふうに考えております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

なかなか答弁が上手ですね。次は、今度は被害を受けた職員への対応ということについてお伺いをしましょう。もう17分しかないからね。

この定例会、3月定例会に、町長からの行政報告がありました。令和8年2月13日付けで組合長を辞任したという報告がございましたが、被害を受けたじん芥組合職員への対応についてのご報告はありませんでした。町長がじん芥組合の職員一人一人に対してどのような責任をとろうと、とるのか。まず教えてください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

先ほども言いましたように、評価等に意見の違いはあっても、被害者とされる方には不快な思いをさせた以上、謝罪することは道義的に当然のことだと考えて謝罪をしております。

他方で報告書を認めて謝罪することだけが被害者に対する誠意ある対応とも思えません。報告については丁寧に精査し、認識や評価の違いも把握した上で、私自身の反省や今後の改善につながっていくべきだというふうに考えております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

ぜひね、今おっしゃったことを実行していただきたいし、もう既に実行しているものだと信じておきます。なお、じん芥組合においては、本町からも職員が派遣されていますよね、したがって町長はまた、組合長は辞任されましたが、副組合長として、じん芥組合に携わっておられます。

全てのじん芥処理組合の職員がハラスメントの心配することなく、安心して働ける職場環境これをもどのように構築するおつもりなのか、またはもう既にそういったことが行われているのか、まず教えてください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

これはカッコ2の質問にもなると思いますが、再発防止ということで、じん芥組合につきましては、令和7年4月15日開催の全員協議会で、宮若市外二町じん芥処理施設組合ハラスメント相談窓口設置要綱を制定しております。

目的としまして本要綱は、職場におけるハラスメント、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠出産、育児等に関するハラスメントに対する相談窓口設置に関する事項を定めているものであります。

続きましてこれは令和8年2月17日に、議員にもご案内があったのではないかと思います。宮若市外二町じん芥処理施設組合ハラスメント防止研修の開催について、令和8年2月17日に開催しております。今後についても継続的に実施する予定でございます。

続きまして今回令和8年3月30日、宮若市外じん芥処理施設組合の定例会におきまして、職員の利益保護と公正な人事権の行使を保障するために、宮若市外二町じん芥処理施設組合公平委員会の設置条例を制定する予定でございます。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

そうすると、じん芥処理組合においては、一步も二歩を着実に再発防止が進んでいるという理解でいいのですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

そのように考えております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

じん芥処理組合はそうでしょう。そうすると今度、本町の関係が出てくるわけですよ。本町ではどのような、再発防止、もしくはハラスメント防止を考えていらっしゃるのか、ということになるわけですが、再発防止という言葉になると、一見本町でね、今、ハラスメント事案が生じていないというふうに、把握しておりますので、なかなか再発防止という表現が難しいのかなと思いますけど、まず同一人物である公的機関の長として、パワハラ認定を受けた事実、これは立場が変わっても、変わらないというふうに受け止めます。町のトップとしての資

質や統治能力に対する町民からの信頼回復といったことにもつながってくるかなというふうに思いますので、本町における再発防止、これを今どのように取り組もうと考えているのか教えてください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

先ほどからありますが、日本では、厚生労働省が所管する労働施設総合推進法などにより、民間企業、国地方公共団体に対し、ハラスメント防止措置が義務づけられております。

そのため法律で対応していることから、独自条例を制定しない自治体がある一方、法律を補完する目的で独自条例を制定している自治体も多くあります。福岡県内では条例を制定している自治体は福岡県をはじめ8自治体あり、延べ11条例を制定しています。執行部職員のみを対象としたものが1条例、執行部と議会を網羅したものが2条例、議会議員のみを対象としたものが6条例、その他地域住民を対象としたものが、1条例、パワハラ事案が発生した場合の調査機関の設置を目的としたものが1条例となっております。

令和7年6月議会において議員からハラスメント防止に関する条例の制定についてご質問を頂きました。その後検討してはりましたが、県内でも条例制定している自治体が増えてきており、さらにハラスメントに対する意識も高まってきておりますし、今回の私の自身の事案もありますので、鞍手町独自の条例を早期に制定する必要があると考えております。

条例の内容につきましては、他の自治体を参考にしながら、本町に即した条例を制定していきたいと考えております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

条例の制定のほうについてはね、積極的に取り組んでいくということですが、これ6月の定例会でしたよね、7年の。そのときに相談窓口は既に設置しているというふうなご答弁を頂きましたけれども、もう既に設置しているのであればその相談窓口の充実、機能の充実といったものも必要になるのではないかなと思っておりますが、現在それについてはどのような対応を考えていますか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

鞍手町職員のハラスメント防止に関する要綱が令和6年3月に定められております。

その趣旨につきましては職員が互いの人権を尊重し合い、職員の利益の保護及び公務能率の向上を図るとともに、良好な職場環境を確保するため、職場におけるハラスメントの防止及びハラスメントに起因する問題が発生した場合の対応について、必要な事項を定めております。

この任命権者の責務、所属長の責務、職員の責務、相談窓口の設置、この相談窓口の設置につきましては、相談等に対応するため、総務課内にハラスメント相談窓口を設置するとして、相談員を必要に応じ第三者機関の専門家を交えて相談等に対応できるものとする、ということも定めておりますので、私自身これを何度か読みましたが、かなり充実したではなかろうかというふうに考えております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

充実したものだというふうに思われているようですが、きちんと機能しているかどうかというのが一番大事なのです。その辺はどのように把握されています。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

機能しているというふうに考えております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員)

窓口があって、もう既に設置されているということは、全職員の方が把握しているのでしょうか。その周知はどのようにされているのですか。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長

先ほど町長が申しましたように、令和6年3月というところでこの要綱を策定しております。6年度4月から、こういう要綱ができましたということで、職員のほうには周知をしております。さらには常にこの要綱が見られるように、それぞれ職員が持っています端末の要綱類を入れてありますホルダーがございます。その中にもこれは常時入れておりますので、そうしたことから、総務課といたしましては、職員のほうには周知ができているという認識でおります。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員)

そうしますと、この調査報告書についてはね、じん芥組合に対する再発防止に資する要因、要素というか、そういったもの指摘があります。これらのうち窓口の設置等についてということもうたわれています。しかしながら鞍手町ではもう既に、そういったものが設置されていると。そして、なおかつ、条例の制定についても前向きに取り組んでいるというふうにもまず受け止めておきたいのですが、この点、そういう理解でいいですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

先ほどもご答弁をしましたように、条例の内容については他の自治体を参考にしながら、本町に即した条例を制定していきたいと考えております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員)

そういった窓口や条例といったものの整備は進んでいるようですが、このハラスメントに関する例えば、職員の研修、管理職の研修っていうのは、これは定期的に行っていく必要もあると思うのですが、その辺の取組はどのように考えているのですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

ハラスメント研修につきましては、今年度3月19日議会終了した後にハラスメント研修を行うように予定をしております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員)

いや、対象者は。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長

今年度、3月19日に行いますハラスメント研修につきましては、主にパワーハラスメントに関す

るテーマで講師の先生にはお話していただこうと思います。

対象者につきましては、先日、3月初めの庁議の折に、職員には周知しておりますが、まずは町長、副町長、それから管理職、課長職は原則参加していただく、それからどうしても会場の都合上、人数に制限がございますので、係長以下の職員で希望する職員、40名程度の職員に参加していただくような予定としております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

職員の方の中には、課長等も含めて、かなり今回の町長のハラスメント認定と、パワハラ認定ということが、重く受け止めて重くというか、どう言ったらいいのか、気持ちがへこむとでもいいですか、そういうふうな受け止めをされている、ショックを受けている職員も多いと思うのだけども、そういう方に対して、今後、組織風土っていうのですか、組織の中の環境整備、こういったものというの、必要不可欠じゃないかなというように考えますけどその辺はどのような対応をとるのか、どのような組織を再構築していこうというように考えているのか、いわゆる組織風土、分かります、何というのか、組織の在り方というか、組織の持っているそもそもあるべき姿、それをどのようにもう一度再構築していく必要があるのではないかなと、職員の方々の気持ちを前進させるためにも、そういうふうにするのだけその辺はいかがでしょうか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

どうも議員は、職員が大きなショックを受けているとか、そういうような要するに前提とした質問のようにありますが、何か調査をしたとか、アンケート調査をしたとか、職員の聞き取りをしたとか、何かそういう、確たる根拠があって質問されているかどうかというのがまず分かりません。

職員がどれぐらいの、今回の事案でショックを受けているかっていうことを本当に、どういうふうな形なのか、それともまたは議員のお1人のお考えなのかどうか、私としてはお聞きしたいことがあります、私自身、先ほども言いましたように、今回の件につきまして、私自身は猛省し、職員にとってよりよい環境づくりに努めようというふうに考えておりますし、日頃から職員は、献身的な努力をいただいておりますので、町政の要するに運営には影響ないというふうに考えております。

しかしながらよりですね、先ほども言いましたように、職場環境の環境づくり、よりよい職場環境をつくるよう、今後とも努力をしていくということです。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

次に聞こうとして調査等について今まさに町長がお答え頂きました。僕は、まずこの調査は必要だと思いますよ。職員の方がどのようにお感じになっているのか、また過去において、これまでにあってね。町長からのハラスメントもしくは、上司からのハラスメント、そういったことを受け止めたことがあると、そういった事実関係の調査というのはぜひ行っていただきたいと思います。まずこれをお聞きしようというふうに思っていたところ、今町長のほうから、そういったことをしたのかというふうにおっしゃられました。私はそういうふうとしておりません。ただ、私の考えを述べた過ぎません。それに対して町長が今おっしゃっていただいたこと、ぜひ実現、実行していただきたいと思いま

すがいかがですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

先ほども言いましたように、要するに職員のハラスメント防止等に関する要綱を定めておりまして、この要綱にのっとったハラスメントの報告は上がっておりません。そのため、私自身は調査の必要はないというふうに考えております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

調査の必要がないということで、お感じになっていらっしゃるということでもありますから、それはそれでいいでしょう。ぜひパワハラのない環境がずっと続くように、そして職員が安心して働けるように、環境をつくるのは町長、あなたですよ、理解されていますよね。

ただ今回の、このじん芥のパワハラ認定、これはじん芥だけにとどまらんとしますよ。これは、町の信頼に関わってくる大きな案件だと私はそのように受け止めております。

まず今回、この第三者委員会を設置したことによって、じん芥組合は、これ余分な経費を使ったこととなります。いくら使ったのか分かりませんがね。そういった余分な経費を使わせたこと、これは構成団体に負担と迷惑をかけたことにつながるのではないかなというふうに考えます。その辺をどのように受け止めていますか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

当然ながら、先ほど来、申し上げておりますとおり、第三者委員会の報告につきましては、真摯に受け止め、組合議会の中で謝罪をしております。当然ながら、責任を感じて謝罪をしているところで

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

それは負担をかけたことに対しても、反省をしているということですか。その負担をかけた、余分な経費を使わせたってことも含めて、反省をしているというふうに受け止めていいですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

余分な経費ということではありますが、第三者委員会は、じん芥組合が必要性を認めて議会の議決を得て設置したものであり、私自身はその設置に関与してはいたわけではありません。したがってその設置費用について、私が負担することはありませんので、その設置費用については、必要性があったからということで費用負担が発生しているというふうに思います。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

すごい理解です、と僕は思います。このパワハラ案件が出なかったら、第三者委員会の設置はなかったのですよね。そうするとそこに経費がかからなかったのだというふうに考えると、やはりこのパワハラの関係で第三者委員会が理事会で必要だということになったわけでしょう。第三者委員会という

のは通常その自浄能力を超えた案件が起こったときに発生する、設置するのが第三者委員会だというふうに通常考えられていますので、そのようなことが起こった、起こしてしまったから、だから第三者委員会を設置した、それによって余分な経費が使われた、それをじん芥組合が負担したっていう形になります。

じん芥組合のどの項目の会計処理をされたか私は存じませんが、じん芥組合のお金というのは、各構成団体がそれぞれ負担したお金だということになります。そうすると構成団体に負担と迷惑をかけたという理屈になるのではないかなと私は理解しておりますが、もう一度。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

もう先ほども言いましたように、要するに第三者委員会は、じん芥が必要と認めたから設置をしたということで、それで費用が発生したということです。

○的野信之議長 田中議員に伝えておきます。残り時間4分です。

○2番(田中二三輝議員)

ありがとうございます、何とか時間内に質問が終わるよう頑張ります。

町長の理解は、理解として聞いておきますが、そういった原因をつくったことに対して猛省しているというふうに先ほどおっしゃっていましたので、言葉のとおり受け止めておこうかなというふうに考えております。しかし、町長または我々議員は、ただ単に選挙に勝ってここにおるわけじゃないのですよね。投じていただいた1票1票、これには、その方々の期待が込められている。そして、その詰まっている期待を町長が招いた結果というのは、僕はそういった期待を裏切った、まさかパワハラをする人だとは思わなかったっていうふうな形で皆さん1票投じたのではないのですか、それに対して、今回の結果は投票していただいた町民の期待を裏切ってしまった、または、言葉は悪いけど踏みこじってしまった、そういうふうにも言えるというふうに思います。

この件は、町長個人の問題にとどまらず、法的組織のまず統治の在り方、どういうふう、そして住民の信頼に直結する重要な問題であるというふうに思いますよ。町長のパワハラ認定というのは、それだけ大きな重たいことだと受け止めるべきだと思いますが、まず、これをそういうふうを受け止めていっちゃうのかどうか、一言ちょっとお伺いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

町民の皆様には、新聞等で報道され、ご心配をかけたことにつきましては、大変申し訳ないというふうに思っており、この場をお借りして改めて謝罪したいというふうに思います。

今回の件を、私自身、先ほども言いましたように猛省し、よりよい職場環境作りに努めるとともに、鞍手町長として粉骨砕身の覚悟で、職責を全うするということが課せられたものだというふうに考えております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員)

通常そういう答弁になるでしょうね、上辺だけじゃないことを期待しておきます。

行政報告では、どういった理由で、組合長を辞任されたのかっていうご説明がありませんでした。

組合長を辞任しようという結論に至った経過、理由、判断の基準そういったものをまず教えてください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

じん芥組合職員に対しては不快な思いをさせてしまい、大変申し訳なく思っております。

じん芥組合に関しては、組合長としての立場で発生させてしまった以上、組織内での責任を明確にする必要があります、そして何より私と同じ組織で勤務が続くとなった場合に、被害者とされる方に心理的負担を与えてしまう配慮が必要であったことから、職責を最後まで果たせないことは大変申し訳ないというふうに思いますが、組合長を辞任させていただいたということです。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

しっかり、そういったこと、考えたことを、被害を受けた職員に対して、きちっとやっぱりお話をしていただきたいと思います。やはり、時間かかりますよ。相手のおることですからね。そういったことをしっかりと伝える、そういった努力をやっていただきたいというふうに思います。

今度は鞍手町の町民の方の信頼、これをここで謝罪しただけでは僕は伝わらないと思う。町民の信頼回復といったことを行う、それはこの議会で謝罪したから終わりますとか、そういったものにはねつながらないと思いますよ。しっかりとその辺を把握しておかないと、この町政運営というもの、信頼、町政の信頼というのはなかなか手にすることはできないと思います。

そこで、どのように町民の信頼、回復を図っていくのか、ここで謝罪しただけじゃなくて、具体的にどういうふうにやっていくのか、それをまず教えてください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

先ほどの言いましたように、よりよい職場環境づくりに努めるとともに、鞍手町長として粉骨砕身の覚悟で、職責を全うするということが私に課せられたことだというふうに考えております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

時間がないので、細かなことをまた言いませんけども、町長自身が、まずその席、町長の席に座るべき器なのか、その資質はあるのか、人間性はどうか、これらを問われている重大な局面だというふうに思います。以上、申し上げ私の一般質問を終わります。

○的野信之議長 以上で田中二三輝議員の質問を終了します。

これで全ての一般質問は終了しました。

この際、休会についてお諮りします。明日10日を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって明日10日を休会することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

—— 閉会 16時50分 ——

~~~~~○~~~~~